

# 肝付町過疎地域持続的発展計画

( 令和3年度～令和7年度 )



鹿児島県 肝付町

# 目次

## 1 基本的な事項

- (1) 町の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 人口及び産業の推移と動向・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 町行財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (4) 地域の持続的発展の基本方針・・・・・・・・・・・・ 14
- (5) 地域の持続的発展のための基本目標・・・・・・・・ 18
- (6) 計画の達成状況の評価に関する事項・・・・・・・・ 18
- (7) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (8) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・ 19

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (3) 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・ 22

## 3 産業の振興

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (3) 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- (4) 産業振興促進事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (5) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・ 31

## 4 地域における情報化

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- (3) 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・ 33

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- (3) 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・ 37

## 6 生活環境の整備

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- (3) 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・ 41

<b>7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b>	
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
(3) 事業計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	44
<b>8 医療の確保</b>	
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	45
(3) 事業計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	46
<b>9 教育の振興</b>	
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	48
(3) 事業計画	49
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	49
<b>10 集落の整備</b>	
(1) 現況と問題点	51
(2) その対策	51
(3) 事業計画	51
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	52
<b>11 地域文化の振興等</b>	
(1) 現況と問題点	53
(2) その対策	53
(3) 事業計画	54
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	54
<b>12 再生可能エネルギーの利用の推進</b>	
(1) 現況と問題点	55
(2) その対策	55
(3) 事業計画	55
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	55
<b>13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b>	
(1) 現況と問題点	56
(2) その対策	56
(3) 事業計画	57
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	57
(添付資料)	
事業計画（R3～R7）過疎地域持続的発展特別事業分	58

# 1 基本的な事項

## (1) 町の概況

### ア 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

#### ① 自然的条件

本町は、総面積308.10k㎡で大隅半島の南東部に位置し、中央部に国見山系を有し、北部は鹿屋市に隣接し、笠野原台地（シラス台地）や肝属平野が広がっており、高隈山系や国見山系を源に発する肝属川が流れ、志布志湾に注ぎ込んでいる。東部には志布志湾や内之浦湾を含む太平洋の海岸線が続き、南西部は錦江町に隣接し、美しい海岸線や豊富な森林に恵まれている。

年間平均気温は高山地域で17.5℃、内之浦地域で18.0℃、年間平均降水量は高山地域で2,700mm以上、内之浦地域で3,200mm以上の温暖多雨な亜熱帯性気候であり、地理的に台風常襲地帯であることから、台風災害の多い厳しい自然条件下にある。

土地の利用状況は、耕地面積は2,130ha（6.9%）となっており、林野面積が大部分の24,756ha（80.4%）を占め、うち国公有林面積が15,984haで山地の地形から林野が圧倒的に多く、また、土地利用の上からも傾斜地が多く、平坦地が少ない。

#### ② 歴史的条件

本町は平成17年7月1日、旧高山町と旧内之浦町が合併してできた町である。

旧高山町の沿革としては、伴兼行が朝命により薩摩の守護職となり、永観2年（984年）に旧高山町役場から南方4kmの地に高山城を築いた。その後、孫の兼貞が肝付郡司となり高山に移り、その子の兼俊に至って初めて肝付姓を名乗り、高山城を本拠と定めて以来18世596年の間、肝付氏代々の居城であった。16代兼続が永禄9年（1566年）11月14日島津忠長との戦いに敗れて以来、島津氏の地頭職による藩政が明治まで続いた。明治4年（1871年）の廃藩置県とともに戸長制に改められ、同12年、新富・波見・前田の3戸長制が設置されて民選戸長制がとられ、その後、同17年、前田・波見の戸長役場を廃して新富戸長役場で全村を統一して官制戸長制となった。同22年、町村制施行により村制が施かれ高山村となり、昭和7年4月1日町制を施行して高山町となり73年を経過した後、内之浦町と合併して肝付町となっている。

旧内之浦町は平安時代の末期以降、島津庄大隅方寄郡の肝属郡に属し、内之浦村と岸良村に分かれていた。その後、肝付氏本宗家の支配となるが、1581年には島津氏の所領となって地頭が置かれ、高山郷の支配に属して小串村、南浦村、岸良村の三か村に区分されていた。明治4年の廃藩置県と同時に都城県の治下に入ったが、明治8年に鹿児島県に編入された。明治22年、町村制施行により村制が施かれ、従来の北方村、南方村、岸良村をそれぞれ大字とし、これを合併して内之浦村と称し、内之浦町の自治体制の基礎が固められ、昭和7年10月1日に町制を施行し、内之浦町となり、その後73年を経過して高山町と合併し肝付町となっている。

特筆すべきは、昭和37年に長坪台地に東京大学宇宙空間観測所（現在のJAXA）

A内之浦宇宙空間観測所)が設置され、我が国初の人工衛星「おおすみ」や小惑星探査機「はやぶさ」など、これまでに400機を超えるロケット打上げにより、宇宙科学の町として現在も広く知られている。

### ③ 社会的条件

高山地域は、大隅半島の行政・産業・教育・文化活動の核である鹿屋市と同じ中央ブロックに属しており、その影響を強く受けている。一方、内之浦地域は鹿屋市から36km(約1時間)の遠隔地にあり交通の便が悪かったが、平成14年、県道神之川内之浦線において国見トンネルが開通し、鹿屋市まで約9km(約15分)の短縮が図られたところである。このように本町の交通体系は、国見トンネルの開通や国道448号及び220号など幹線道路の整備により、大きく改善されてきているが、内之浦岸良間そして高山岸良間のバス路線が廃止となり、その対応策として事前予約型乗合タクシーを運行するなど、地域公共交通機関としての維持存続に努めているところである。

### ④ 経済的条件

本町の基幹産業は、稲作、さつまいも等の土地利用型農業、施設園芸、畜産、林業、漁業といった第一次産業であり、評価の高い農林産物供給基地及び内之浦湾をはじめとした新鮮な魚介類の供給基地が形成されている。

しかし、農産物の自由化や産地間競争の激化など、農業を取り巻く厳しい環境のもと第一次産業従事者は減少傾向にある反面、第二次産業、第三次産業が増加するなど兼業主体の経営形態となっている。さらに、人口減少・高齢化とともに若年層の都市流出による人口構成の歪みが大きな悩みである。住民の日常的な買い物や交流の場である商店街は、車社会や情報社会の進展による消費者行動の変化や鹿屋市の大型店やロードサイド店の影響による地元購買力の流出など、本町の商業を取り巻く環境は大きく変化している。産業は、そのほとんどが零細企業で雇用・省力化・高齢化等の多くの問題を抱えており、今後の経営環境はますます厳しくなることが予想される。

## イ 町における過疎の状況

高山地区の人口は昭和30年の22,580人をピークに急激な減少をたどり、昭和50年からの10年間は16,000人台を推移していたが、平成27年には12,449人と依然として過疎化に歯止めがかからない状況である。同じく内之浦地区は、昭和30年の人口11,792人、昭和35年には11,042人と微減の状況であったが、昭和50年には7,498人、平成27年には3,215人と大幅な減少を示している。なかでも両地区とも65歳以上の高齢化の比率が、昭和35年には6%台であったものが、平成27年には高山地域36.3%、内之浦地域50.0%と急激に進行し、肝付町全体で39.1%と超高齢社会となっている。

これらの要因は、戦後のベビーブーム世代が、日本の高度経済成長の進行とともに、就業機会の少ない当地域から都市部へ流出したこと、第一次産業の経済基盤が経済成長に追いつかず魅力が失われたことが後継者不足に繋がり、それに伴う出生率の低下が大きく影響しているものと思われる。

この過疎化の解消を図るため、これまで過疎地域対策緊急措置法(昭和45~54年度)、過疎地域振興特別措置法(昭和55~平成元年度)、過疎地域活性化特

別措置法（平成2～11年度）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12～令和2年度）に基づき、交通通信体系の整備、生活環境の整備、産業の振興、健康づくりと福祉の充実、医療の確保、教育文化の振興等各種の施策を積極的に取り組んできた。

その結果、町道、農林道、集落道、用排水路やほ場整備、農地保全事業などの生産基盤の整備、漁港施設・関連道の整備、地域集会施設の整備、消防防災施設の整備・充実、観光休憩施設の整備、商店街カラー舗装整備、叶岳の開発整備、「高山温泉ドーム」と「高山やぶさめ館」を中心としたやぶさめの里総合公園整備、温泉保養センター整備、地域交流センター整備、定住促進団地（単身者・世帯向け住宅）の整備、養護老人ホーム改築大規模修繕、複合施設「銀河アリーナ」整備、武道館建設などが実現したところである。しかし、情報、文化、教育、娯楽、就業機会などを容易に取得できる可能性が少ないこと、また、所得、医療、福祉体制、都市機能など人々が生活する上で必要な生活基盤の整備を図る必要があること等課題が山積している現状である。

## ウ 町の社会経済的発展の方向

本町の産業構造は、農林水産業を中心に営まれてきたが、昭和35年以降の就業人口の推移を見ると、第一次産業就業者が大幅に減少し、第二次及び第三次産業に移行する全国的な傾向を示しており、今後も続くものと思われる。このような状況のもと、本町の地域の特性である自然環境、特に海洋資源に恵まれており、手つかずの美しい本物の自然が豊富にあることや、年間に3～4万人の見学者が訪れる内之浦宇宙空間観測所及び交流の場を提供する「高山温泉ドーム」等を観光の目玉として、これらの地域特性を活用し、課題を改善するためには、「外との交流」を活発化させるための仕掛けづくりと、それを支える基盤の整備を図る必要がある。今後は、現在の地域社会に求められている「心の豊かさ」「楽しさ」「幸せ」などいわゆる「スローライフ」を享受できるまちづくりを進める必要がある。

平成23年には九州新幹線が全線開通、平成26年には東九州自動車道の延長・大隅縦貫道の供用開始、また平成30年には関西と九州を結ぶフェリーさんふらわあの新造船就航により利用者数増加が見込まれる中、多くの観光客を受け入れる体制づくりは、鹿児島県はもとより本町としても急務である。また、東九州自動車道等の広域幹線交通網の整備による物流拠点の形成と、それに応えらえる農林水産物供給体制の確保などの地域資源を生かした産業の振興、広域的な観光ルート形成と国際交流の促進、そして若者定住化の促進及び関係人口の拡大、ふれあいとゆとりのある快適環境づくりなどを大隅地方拠点都市地域基本計画における基本的方向としており、本町もこれらに対応した施策を積極的に推進する必要がある。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と動向

本町の人口は、平成27年国勢調査によると、15,664人であり、鹿児島県の総人口の約1.0%を占めている。平成2年調査より毎回5%程度の割合で減少を続けており、25年間で約27%、5,878人減少している。

年齢階層別の人口では、年少人口（0～14歳）が11.2%、生産年齢人口（15～64歳）が49.6%、老年人口（65歳以上）が39.1%となっており、鹿児島県全体の老年人口比率（29.4%）よりも高くなっている。また、平成2年調査時と比較すると年少人口は6.6%減、老年人口は18.6%増となり、今後も高齢社会に対応する総合的な対策が必要である。

## イ 産業の推移と動向

本町の就業人口の産業別割合は、平成27年国勢調査によると、第一次産業が17.2%（1,178人）、第二次産業が22.0%（1,505人）、第三次産業が60.8%（4,154人）となっている。

鹿児島県全体と比較すると、第一次産業（県全体9.5%）及び第二次産業（同19.4%）の比率が高く、第三次産業（同71.1%）の比率が低くなっている。第一次産業の中では農業、第二次産業では建設業及び製造業、第三次産業ではサービス業の比率が高くなっている。

就業人口の比率をみると、第一次産業と第二次産業が減少、第三次産業が増加の傾向にある。このような傾向は、今後も継続するものと考えられるが、農林水産業は本町にとっては重要な産業であり、食料生産の確保とともに、伝統的・歴史的観光資源と連携を図ることで時代の流れに対応した農林水産業の高度化、多角化を推進することが課題である。

表1-1（1）人口の推移（国勢調査）

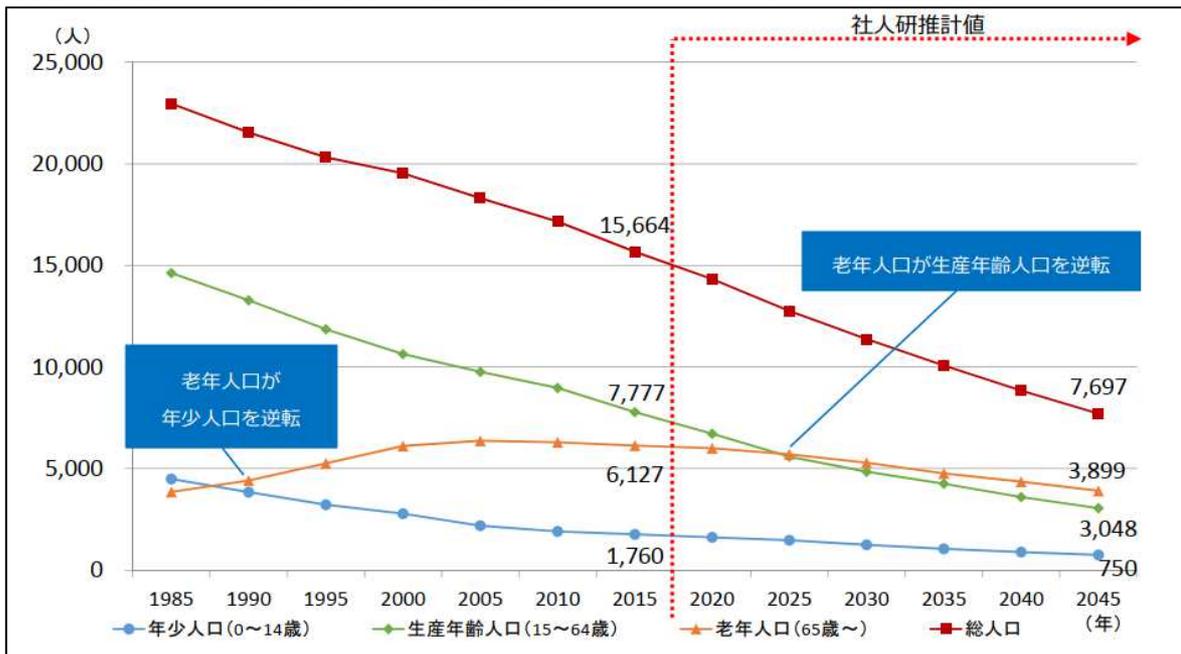
区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	32,553	29,619	△9.0	25,433	△14.1	23,892	△6.1	23,361	△2.2	
0歳～14歳	12,542	10,312	△17.8	7,537	△26.9	5,721	△24.1	4,941	△13.6	
15歳～64歳	17,991	16,905	△6.0	15,198	△10.1	15,159	△0.3	14,980	△1.2	
うち15歳～29歳（a）	6,175	4,743	△23.2	3,764	△20.6	3,839	2.0	3,657	△4.7	
65歳以上（b）	2,020	2,402	18.9	2,698	12.3	3,012	11.6	3,440	14.2	
（a）／総数 若年者比率	19.0	16.0	—	14.8	—	16.1	—	15.7	—	
（b）／総数 高齢者比率	6.2	8.1	—	10.6	—	12.6	—	14.7	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
総数	22,955	△1.7	21,542	△6.2	20,317	△5.7	19,523	△3.9	18,307	△6.2
0歳～14歳	4,487	△9.2	3,840	△14.4	3,215	△16.3	2,773	△13.7	2,185	△21.2
15歳～64歳	14,624	△2.4	13,283	△9.2	11,850	△10.8	10,634	△10.3	9,760	△8.2
うち15歳～ 29歳（a）	3,179	△13.1	2,608	△18.0	2,405	△7.8	2,325	△3.3	2,146	△7.7
65歳以上（b）	3,844	11.7	4,414	14.8	5,252	19.0	6,116	16.5	6,362	4.0
（a）／総数 若年者比率	13.8	—	12.1	—	11.8	—	11.9	—	11.7	—
（b）／総数 高齢者比率	16.7	—	20.5	—	25.9	—	31.3	—	34.8	—

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
	人	%	人	%
総数	17,160	△6.3	15,664	△8.7
0歳～14歳	1,898	△13.1	1,760	△7.3
15歳～64歳	8,969	△8.1	7,774	△13.3
うち15歳～ 29歳（a）	1,728	△19.5	1,416	△18.1
65歳以上（b）	6,288	△1.2	6,125	△2.6
（a）／総数 若年者比率	10.1	—	9.0	—
（b）／総数 高齢者比率	36.6	—	39.1	—

※平成2年、平成22年、平成27年は年齢不詳5名

表1-1 (2) 人口の見通し  
 年齢区分別人口の推移 (第2期 肝付町 人口ビジョン)



## 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減	実数	構成比	増減
総数	人 20,192	—	人 19,261	—	% △4.6	人 17,882	—	% △7.2
男	9,590	47.5%	9,145	47.5%	△4.6%	8,462	47.3%	△7.5%
女	10,602	52.5%	10,116	52.5%	△4.6%	9,420	52.7%	△6.9%

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民を除く)	人 16,597	—	% △7.2	人 16,287	—	% △1.9
男 (外国人住民を除く)	7,908	47.6%	△6.5%	7,786	47.8%	△1.5%
女 (外国人住民を除く)	8,689	52.4%	△7.8%	8,501	52.2%	△2.2%
男 (外国人住民)	14	0.1%	—	11	0.1%	△21.4%
女 (外国人住民)	56	0.3%	—	55	0.3%	△1.8%

区分	令和3年3月31日		
	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民を除く)	人 14,579	—	% △10.5
男 (外国人住民を除く)	7,112	48.8%	△8.7%
女 (外国人住民を除く)	7,467	51.2%	△12.2%
男 (外国人住民)	42	0.3%	281.8%
女 (外国人住民)	62	0.4%	12.7%

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	15,244 人		13,699 人	△10.1 %	12,509 人	△8.7 %	10,897 人	△12.9 %	10,763 人	△1.2 %
第一次産業 就業人口比率	10,587 69.5%		8,925 65.2%	—	7,489 59.9%	—	5,323 48.8%	—	4,082 37.9%	—
第二次産業 就業人口比率	1,660 10.9%		1,662 12.1%	—	1,417 11.3%	—	1,742 16.0%	—	2,357 21.9%	—
第三次産業 就業人口比率	2,997 19.7%		3,112 22.7%	—	3,603 28.8%	—	3,832 35.2%	—	4,324 40.2%	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	11,000 人	2.2 %	10,025 人	△8.9 %	9,488 人	△5.4 %	8,713 人	△8.2 %	7,927 人	△9.0 %
第一次産業 就業人口比率	4,296 39.1%	—	3,237 32.3%	—	2,495 26.3%	—	1,918 22.0%	—	1,561 19.7%	—
第二次産業 就業人口比率	2,358 21.4%	—	2,597 25.9%	—	2,620 27.6%	—	2,462 28.3%	—	1,963 24.8%	—
第三次産業 就業人口比率	4,346 39.5%	—	4,191 41.8%	—	4,373 46.1%	—	4,333 49.7%	—	4,403 55.5%	—

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	7,189 人	△9.3 %	6,837 人	△4.9 %
第一次産業 就業人口比率	1,318 18.3%	—	1,178 17.2%	—
第二次産業 就業人口比率	1,627 22.6%	—	1,505 22.0%	—
第三次産業 就業人口比率	4,244 59.0%	—	4,154 60.8%	—

### (3) 町行財政の状況

---

#### ア 行政の状況

本町は、平成17年7月1日に旧高山町、旧内之浦町の2町が合併し、令和2年度をもって15年が経過した。

本町の行政区域は、高山地域が7区域、内之浦地域が3区域に区分されており、広大な町域であるため内之浦地域に総合支所と岸良出張所を設置し、住民の利便を図っている。自治組織として132地区の振興会があり、これらの自治振興会は、集落における自主的活動を行うほか、住民と行政との連絡調整を担っている。

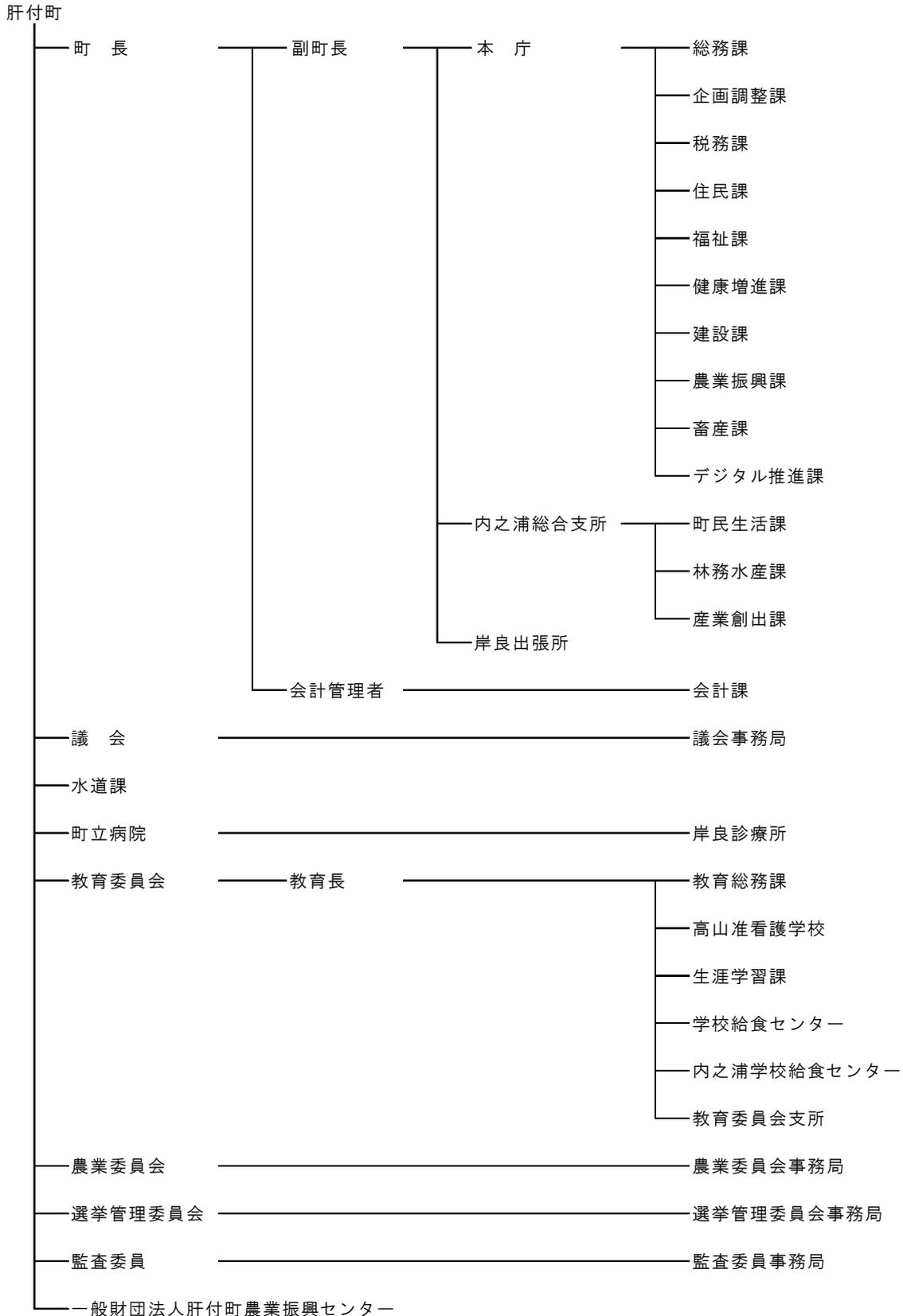
行政組織については、本庁・総合支所・出張所と各行政委員会・附属機関等で構成している。

議決機関である議会の議員定数は14人で、総務・文教委員会、産業・福祉委員会、議会広報委員会の3常任委員会から構成されている。

今日、地方公共団体に対する町民のニーズは、国際化・情報化社会の進展に伴い高度な行政サービスの要求が多岐にわたって現れ、さらに画一的でなく、地域からの主体的発想に基づく自己責任・自己決定による政策の展開が求められている。

今後も住民に対する行政サービスの質の向上を図りながら効率的な運営のできる行政組織としての確立を図るとともに、住民の積極的な社会参画による地域づくりを進めていく必要がある。

肝付町行政機構図（令和3年4月1日現在）



## イ 財政の状況

本町の財政上の特徴として、歳入においては、人口の減少や長期にわたる景気低迷等により自主財源である町税は年々減少傾向にあり、地方交付税についても合併算定替による算出期間が終了し、全体として今後の増加は見込めない状況となっている。

一方、歳出面では、少子高齢化に伴う扶助費や地方債の償還である公債費など義務的経費の増加や特別会計等への繰出金が高い水準で推移している。また、公共施設の維持補修費の増加など、町全体をとおして様々な財政需要に対応していくなかで、人件費、物件費、補助費、投資的経費等の抑制を行いつつ、財源不足の補てんとし、町債や基金などの臨時的な財源を活用し、収支の均衡を保ってきている現状であり、依然厳しい財政運営を余儀なくされている状況である。

毎年度経常的に支出される人件費や扶助費、公債費等については、定員適正化計画の実行を、扶助費においては現行の各事業において、行政が関与すべき範囲、その内容、費用対効果の検証を、公債費においては事業を峻別したうえで、交付税措置率の良い地方債の発行をすることが必要である。

現状においては、基幹財源である町税収入の大幅な伸びが期待できず、地方交付税の減少を考慮すると、引き続き行財政改革の歩を進め、歳入においては、ふるさと納税をはじめとする税外収入の確保策を、歳出においては全般にわたる見直しを行い、収支の均衡、財政状況の改善を図る必要があると考える。

## ウ 主要公共施設等の整備状況

住民生活の利便性向上や産業の発展において、道路網は最も重要な基盤の一つである。町道の整備は、これまでの過疎対策の推進により年次的な整備が図られ、改良率、舗装率の向上などの成果が現れている。しかしながら、急速な沿道の宅地化や道路の老朽化に対する今後の地域ニーズも踏まえ町民の利便性や安全性、防災への対応が可能な道路の整備を進める必要がある。

上水道については、新規の配水管布設や古い配水管の更新を図っているが、広大な町域に集落が散在している状況から、集落単位の小規模な水道施設については整備改善が求められている。

内之浦地域の医療施設については、昭和58年度、旧内之浦町立病院の新築移転（28床を40床）による整備が行われ、現在町立病院のほかに同地域には、診療所2、歯科医院1の医療機関があるが、高度専門的医療機関から距離的に離れているため、町立病院のへき地医療機関としての役割が大きい。そのため、近代医療施設の充実による救急医療体制の整備とともに、医師の確保と定着化を図り、介護保険導入に伴う在宅ケアシステムの中核機関としての体制整備を図る必要がある。

町営住宅については、老朽化に対する長寿命化を図りつつ、利用者が快適で安心して生活できる居住空間を提供できない施設があるので、今後は、住民ニーズに合った良好な住宅の整備を図る必要がある。

表1-2(1) 町の財政の状況

(単位：千円)

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	10,913,827	10,111,095	11,363,195	9,646,842	10,741,218	12,117,002
一般財源	6,942,456	6,156,837	6,680,453	6,408,635	6,499,769	5,917,378
国庫支出金	825,055	437,899	1,997,125	820,852	1,019,010	1,089,551
都道府県支出金	836,657	793,671	791,187	764,031	875,464	902,491
地方債	1,148,620	1,001,900	994,658	753,997	905,113	2,182,322
うち過疎債	408,800	319,500	133,900	219,500	282,900	346,800
その他	1,161,039	1,720,788	899,772	899,327	1,441,862	2,025,260
歳出総額 B	10,536,826	9,911,424	10,985,353	9,356,014	10,338,695	11,760,671
義務的経費	4,141,806	4,407,170	4,575,673	4,335,025	4,470,731	4,104,558
投資的経費	2,333,084	1,044,603	2,137,685	1,201,540	1,427,195	1,978,416
うち普通建設事業	2,318,691	959,952	2,126,851	1,135,374	1,319,345	1,898,081
その他	3,531,551	4,006,092	4,107,979	3,819,449	4,440,769	5,677,697
過疎対策事業費	530,385	453,559	164,016	198,383		
歳入歳出差引額 C (A-B)	377,001	199,671	377,842	290,828	402,523	356,331
翌年度へ繰越すべき財源 D	49,399	31,330	36,093	16,993	23,081	23,217
実質収支 C-D	327,602	168,341	341,749	273,835	379,442	333,114
財政力指数	0.24	0.27	0.28	0.27	0.27	0.29
公債費負担比率	15.8	15.6	21.1	18.7	16.4	13.7
実質公債費比率	—	—	13.6	11.4	7.7	6.0
起債制限比率	9.3	11.5	—	—	—	—
経常収支比率	83.1	95.7	84.4	87.4	88.3	93.7
将来負担比率	—	—	45.4	—	—	—
地方債現在高	12,783,403	14,556,944	12,849,495	10,474,513	9,758,573	11,569,465

表 1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末
市町村道					
改良率（％）	16.6	27.2	64.0	72.1	75.1
舗装率（％）	1.1	46.1	75.3	83.5	86.3
農道					
延長（m）	—	—	—	—	308,909
耕地1ha当たり農道延長（m）	64.2	69.9	73.0	79.8	122.6
林道					
延長（m）	—	—	—	—	43,534
林野1ha当たり林道延長（m）	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8
水道普及率（％）	36.7	58.8	68.3	79.0	87.9
水洗化率（％）	—	—	—	19.8	34.3
人口千人当たり病院、診療所の 病床数（床）	4.9	5.0	7.1	10.0	11.7

区分	平成25年度末	令和元年度末
市町村道		
改良率（％）	75.6	83.6
舗装率（％）	87.0	98.0
農道		
延長（m）	308,909	308,909
耕地1ha当たり農道延長（m）	127.3	144.3
林道		
延長（m）	43,534	40,863
林野1ha当たり林道延長（m）	1.8	1.7
水道普及率（％）	91.2	96.1
水洗化率（％）	55.3	62.8
人口千人当たり病院、診療所の 病床数（床）	12.4	11.7

## (4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、『第2次肝付町総合振興計画』を平成28年10月に策定し、『人そして地域活力の創出による“地域力あふれる町”肝付町』を将来像として定め、意欲的に町政推進に取り組んでいる。しかしながら、社会経済情勢が、めまぐるしく変化するなか、若年層の流出、過疎・高齢化の進行等により、産業面や町民生活において様々な課題が生じてきている。そのため、農林水産業を中心とする産業のさらなる発展による雇用の場の創設・拡充を図るとともに、居住環境の整備や保健福祉サービスの充実など、健康で安心した暮らしを営める地域環境の整備に向けた取り組みを進めることにより、本地域の抱える重要課題である過疎化・少子高齢化への対応を図ることが重要である。

一方、地方分権が進むなかで、これからの町づくりにおいては、地域住民自らの主体性と自己責任に基づく地域づくりが求められている。そのためには、地域が自らの持つ地域資源を再確認し、その可能性を最大限に生かす取り組みが重要になると同時に、人々の生活様式や価値観、経済環境の変化など、地域を取り巻く様々な環境に対応した取り組みが必要となる。

こうしたことから、高山地域と内之浦地域の持つ潜在能力やAI・ICT等の新しい技術導入及び公共サービスの提供に民間が参画する官民連携（PPP）の可能性等を十分に考慮・検討するとともに、地域の産業・経済の振興、生活環境の維持・効率化や災害への対処、高齢者・障害者等の生活や子育ての支援、地域の歴史や個性を大切にされた教育や文化の振興、住民との協働による効率的な行財政運営を進め、「県下一元気な町」を目指していく。

### ア 産業の振興

本町は、広大な大地や多くの資源を有する森林、美しい海などの自然環境に恵まれ、それらに根ざした産業が展開されている。今後、更なる国際化やICT（情報通信技術等）の進展により、社会経済のあらゆる分野で国際間・地域間競争が一段と激しくなるものと見込まれており、創造性あふれ、高い技術力を備えた力強い産業の育成・振興や産業間の連携強化が求められている。

また、人口の流出や少子高齢化の進行による後継者不足など、地域社会の健全な発展を図る上で様々な課題を抱えている。

農林水産業については、ICTやIT機器等の導入による次世代型農業等の積極的な活用を推進し、さらなる付加価値の向上に対する取り組みを進めるとともに、関係機関と連携した新しい流通体系の構築などを進めることが必要である。また、「安心・安全」といった消費者ニーズへの対応、環境保全に十分配慮した農林水産業の展開、「地産地消」の推進なども重要である。また、効率的な農地の利用促進のため、認定農家や農業法人等への農地の集約を図るとともに、各種の支援制度を強化し、地域農業の担い手の育成を図ること、6次産業化に向けた取組みを推進していくことが必要である。

商工業については、消費者ニーズに対応した商店街の形成と地域に密着したきめ細かなサービスの提供やEコマース・電子決済等の情報化投資や経営革新、経営基盤の強化等の生産性の向上に向けた取り組みに対する支援を行うとともに、農林水産業と一体となった取り組みを進めることが必要である。

さらに、観光については、自然環境や宇宙科学、歴史・文化等観光資源や人情

などを満喫し、体感できる観光への転換が求められている。

豊かな自然資源を活用した再生可能エネルギー産業（小水力・風力・太陽光・バイオマス発電等）、町内全域に整備された光ファイバー網を活用したサテライトオフィス、サテライトキャンパス誘致の他、今後成長が期待される宇宙開発・福祉分野等の企業立地に積極的に取り組み、地域産業の創出・活性化を図る。

これらの地域の特性を活かした産業振興を推進することが、地域住民の雇用を生むとともに、ひいては住民の所得増加に繋がる。

## イ 社会基盤の整備

本町が着実に発展していくためには、住民生活や産業振興の基盤となる社会基盤の整備を進めていくことが重要である。

道路・交通網については、産業活動を支える重要な基盤であると同時に住民生活を支える基盤でもあり、円滑な移動の実現をめざした整備を進めることが必要である。大隅縦貫道などの高速交通体系の整備、国道 448 号の改良促進、県道岸良高山線の早期改良を周辺市町と連携を図りながら、広域交通ネットワーク化を図る。また、河川や海岸等については、住民の安全性確保の観点から整備を進めるとともに、自然に親しみ憩える快適な水辺空間の構築を図ることが必要である。

さらに、市街地は、スーパー、銀行・郵便局などの金融機関、路線バスターミナル、商工会・農協・役場などの施設が集中し、また町屋・武家屋敷など歴史的町並みも残っている。そのため、歴史的町並みを活かした整備など、まちの顔となる魅力ある空間の整備を進めることが必要である。

## ウ 生活環境の整備

本町は、豊かな自然環境に恵まれており、これらの自然環境は本町の住民生活や産業等に大きく貢献している。一方で、水質の汚染や海洋資源の減少等の環境問題が大きな課題となっており、生活環境の整備や産業の振興など様々な場面で、環境を意識した施策展開が必要となっている。

そのため、環境と共生する生活様式づくりを目指すとともに、自然環境保全に向けた取り組みを強化し、さらに、郷土の自然と風土を大切にするとともに、日常生活における利便性、快適性、文化性の高い地域社会を構築するため、各地域の特性を生かした計画的かつ総合的土地利用を推進する。

町道については、安全で快適な道路機能を整備するとともに、町内域の生産活動の円滑化を図るため、計画的に道路拡幅改良や舗装・維持管理を推進する。

水道については、水質の安全性確保にも十分に配慮した衛生的な飲料水の安定供給のための適切な管理や集落水道の改良と水源の確保を図る。

さらに、定住人口の維持・拡大を目指し、多自然型の居住空間の整備など、それぞれの地域環境に応じた住宅の整備を、空き家活用の可能性を考慮しつつ進めていくことが必要である。

環境保全については、町民・事業者・行政が一体となって、ごみの減量化・リサイクル化を推進した循環型の社会の形成に努めるとともに、収集体制の整備を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。また、河川等の自然環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の普及を促進する。さらに、良好な地球環境と限りある資源を子孫に引き継ぐため、省エネルギーの普及と風力、太陽光、バイオマスなどのクリーンエネルギーの導入を促進するとともに、これら再生可能エネルギー

ギーの地産地消の取組みを進め、2050年ゼロカーボンシティの実現を目指す。

消防・防災については、自然災害や火災に対応できる消防施設の近代化、施設設備の拡充を推進し、消防団の組織強化と防災計画の充実を進めるとともに、住民の連帯意識で防災活動の展開を図るため、地域ごとの自主防災組織の結成を図る。また、治山、治水、砂防事業の推進を図るとともに、災害の危険個所の点検や周知、急傾斜地崩壊対策・土石流対策や高潮対策及び避難体制の充実等、国・県及び住民一体となった総合的な防災体制の充実強化に努めることが必要である。

交通安全・防犯については、学校・家庭・職場や地域が関係機関団体と連携を取りながら、交通安全教育を充実させ、交通安全思想の徹底を図るとともに、道路交通環境の整備と交通安全施設の整備を推進する。また、犯罪のない安心・安全なまちづくりを進めるため、関係機関と地域社会が連携を保ちながら、広報活動の充実、防犯意識の啓発・高揚に努めるとともに、防犯設備の整備や防犯灯などの設置を推進する。

## エ 健康・福祉の充実

健康への関心が高まるなかで、人口減少や少子高齢化が急速に進行しているため、地域のすべての住民が、健康で自立した生活を送ることのできるまちづくりを進めることが必要である。そのため、日常の生活のなかで適度な運動や栄養管理など健康に対する活動が可能となるような体制づくりを進め、町民の健康づくりに対する意識の高揚を図ることが必要である。また、新型コロナウイルス等の感染症予防のため、手洗い・うがい・身の回りの除菌消毒などを推奨するとともに、感染症に対する正しい知識や新しい生活様式の実践等の住民理解を図る。

児童福祉の向上については、子どもを安心して産み育てられるとともに、健やかに育つ環境をつくるために、多様なニーズに対応した子育て支援体制の充実を図り、家庭と地域が連携して、その環境に応じた適切な支援を行うことにより、人間性豊かで想像力に富んだ青少年の健全育成を図る。また、母子・父子家庭の福祉ニーズや子どもたちの放課後の居場所づくりなど、各種支援の充実に努める。

高齢者福祉については、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で住み続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスと地域住民が一体となって地域包括ケアシステムを深化させることが必要である。そのためには地域力の向上が土台として重要であり、地域支えあい体制づくり、ボランティア活動を積極的に推進する。さらに、保育や学校教育、生涯学習、環境保全活動など、高齢者が長年培った知識と経験を生かせる場づくりや交流の場づくり、シルバー人材センターの利活用等を促進し、高齢者が社会の担い手として生涯現役で活躍できる仕組みや環境づくりを進める。

障害者福祉の充実については、障害者に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動の推進と、在宅福祉サービスや障害者の自立活動等、社会参加のために障害者が活動しやすいまちづくりや環境づくりを進める。

女性の社会参加の促進については、女性が積極的に社会活動に参加しやすい環境づくりを図るため、町民への意識と理解を深めるとともに、保育の充実や組織の育成、町政への女性の積極的参画を図る。

## オ 教育・文化の振興

学校教育の推進については、「学校は地域とともに在り、子どもは地域全体で育てる。」という考え方を基本にし、本町の豊かな自然と文化、豊富な人材等「本物」を生かした教育活動を、学校・家庭・地域との連携を図りながら展開していく。そのために、「肝付町らしい教育の推進」を基本目標にし、1 確かな学力の向上と豊かな心を育成する教育の推進。2 郷土肝付町に誇りと愛着をもち、心豊かでたくましく行き抜く子どもの育成。3 学校が地域の学びや交流の拠点として、地域の活性化に大きな役割を果たすように努めていく。

学校施設等の整備については、天井、照明等の非構造部材の耐震化の促進や老朽化した校舎への対策を講じるとともに今後はICT教育の推進など時代の要請に応じた整備を進めていくことが必要である。

さらに、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を目指し、人間性豊かで社会の変化に対応できる能力の育成に努めるために、郷土の自然や文化に親しみ、愛着をもつ体験学習の推進、学校と家庭・地域の三者連携による開かれた学校づくりを推進していくとともに、外国語指導助手（ALT）等を活用したコミュニケーション能力の育成や地場産業を活用したキャリア教育、宇宙に関する学習、学校施設のデジタル化等の充実を図っていく。

社会教育の推進については、住民の誰もが・いつでも・どこでも学習でき、かつその成果を活かすことのできる生涯学習社会の実現を図るとともに、学校や公民館など生涯学習の拠点となる施設・設備を充実することも重要となる。さらには、町民が自由に選択し、生涯を通じて学習できるよう情報の提供や各種団体の育成等、指導体制を充実する必要がある。

社会体育の推進については、多様化・高度化する町民のスポーツニーズに応えるため、スポーツ・レクリエーション活動の場や機会の拡充、設備の充実、指導体制の整備、ニュースポーツの普及促進、関係団体の育成など、生涯スポーツの観点から町民総ぐるみのスポーツ活動の推進を図る。

文化活動の推進については、地域伝統芸能の保存活動や学校教育、生涯学習で町民が広く地域文化に触れる機会を拡充するとともに、町民の伝統文化に対する関心を深める施策を推進する。また、地域の風土に培われた文化遺産の継承と保存活用を図る。

## カ 住民参画・交流の充実

地域における住民サービスを担うのは行政だけではなく、住民自身や、コミュニティ組織、NPOその他民間セクターの活動とも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことが求められている。そのためにも、住民が住民自治の担い手としての当事者意識を持つことが重要であり、その第1歩として「地域資源の見直し・精査・検証」を行うなど主体的な行動を起こすきっかけを作ることが必要である。さらに、住民自ら地域を経営していくという視点に立って、住民がボランティアやNPO活動に参加しやすい環境づくりに取り組み、町民と行政が一体となったまちづくりを推進する。地域のことは地域で考え、実践する自立社会の構築と相互に協力しあう男女共同参画社会の実現を図るとともに、地域間交流や国際交流をはじめとした積極的な交流活動の促進を図る。

また、行政改革に取り組み、組織や業務の見直しを行うとともに、庁舎内及び公共施設等の情報化を進め、行政の効率化を推進する。さらに、今後の事業推進

に必要な公共施設については、財政状況を十分に勘案しながら計画的な整備を進める。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

### ア 人口に関する目標

本町における人口の将来展望は、令和2年3月に策定した「第2期肝付町人口ビジョン」における本町独自の将来人口推計に基づき、国立社会保障・人口問題研究所推計の令和7年の将来人口を191人上回る12,945人を目指し、必要な施策を推進する。

また、将来展望を実現するために次のような取組みが求められる。

まず、自然減少数の抑制については、高齢者の増加による死亡数の増加や出生率の低下が本町の自然減少を引き起こす要因の一つであることから、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるための環境を整備することで、出生率の上昇や出生数の増加を図る。

次に、若い世代の流出抑制・流入促進について、本町の社会減の要因は、学生の進学・就職による転出である。若い世代の流出を抑制するために、地元企業への就職を促し、若い世代の人口流出抑制を図る。また、大学等の卒業時点、もしくは町外で一度就職した後でもUターンできるように、快適な住環境や魅力ある雇用・起業の場を創出することが必要である。さらに、本町出身のUターン者だけでなく、移住・定住人口や関係人口を増やす取組みも重要である。

最後に、地域の特徴を活かした地域産業の活性化について、第1次産業を基幹産業とする本町では、地域の特徴を活かした産業の活性化を図ることが新たな雇用を生みだし、若者世代の人口定着や町外からの転入による人口増加、さらには地域内の経済循環を高めることに繋がる。地域の特徴を活かした産業の活性化を図ることで、地域内の安定した雇用を生み出し、人口減少の抑制に向けた好循環の流れを作ることが重要である。

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取組みについては、毎年度の予算編成時に総合的な内部の評価及び効果検証を行う。

また、第2期肝付町～まち・ひと・しごと創生～地域創生戦略の主要施策等に位置付けられている事業については、肝付町地域創生戦略策定審議会などによる外部評価を行うとともに、その結果をホームページ等で公表することで、本町の取組みについて、客観性や透明性を図るよう努める。

なお、本計画を着実に推進していくために、評価等の結果に基づきながら、PDCAサイクルを通じ、過疎対策の実効性を高め、地域の持続的発展に向けて取り組んでいく。

## (7) 計画期間

本計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

---

本町では、平成 29 年 3 月に肝付町公共施設等総合管理計画を策定し、「1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る」、「2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る」、「3 公共施設の効率的な管理運営を目指す」の公共施設の管理等に係る 3 つの方針を定めている。

本計画に記載された公共施設等の整備にあたっては、「肝付町公共施設等総合管理計画」に定める方針等との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施し、また機能的かつ効果的な公共施設等の管理運営を行い本町の持続的発展に努める。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住

本町の人口は、昭和30年の34,372人をピークに減少に転じており、平成27年には15,664人と60年間で半数以下に減少しており、人口減少問題への対応が喫緊の課題となっている。

その要因としては、少子高齢化の進行や進学・就職による若年層の転出などがあげられる。また、20～30歳代の現役世代の減少は、地域経済の縮小を招き、生活関連サービスの撤退やそれに伴う雇用機会の減少を引き起こし、さらなる若年層の流出や人口減少が進行する悪循環が生まれる状況である。

また、過疎化により増加した空き家等が、景観上及び防犯・防災・環境衛生上の問題となっており、移住・定住の環境整備の面からも利活用への取組みが必要である。

#### イ 地域間交流の促進

JAXA内之浦宇宙空間観測所がある本町は、このロケット発射場を地域活性化の核として交流事業及び関係人口創出・拡大にも取り組んできた。昭和62年11月にJAXAの関連施設がある、全国2市3町で建国した「銀河連邦」（現在は、5市2町で構成）は、それぞれの市町が宇宙科学研究に関わりを持っており、宇宙への夢を育みながら、人的・物的交流や文化交流を行い、町づくりを進めてきた。また、平成25年に本町と同じくJAXAロケット射場を有する南種子町と宇宙兄弟都市を宣言し、交流を開始した。今後も観光・スポーツ・教育分野などで更なる交流の拡大が求められている。

その他、1980年代のからいも交流をきっかけに始まった韓国との国際交流を通じて、意識の向上及び国際社会で活躍できる環境づくりの施策に取り組んでいる。令和3年度からは、大人の社会塾「熱中小学校」でつながる全国17の自治体との人材・物産など地域間交流をスタートした。

また、過疎化・少子高齢化が進行する中で、都市との人・物・情報の交流を進めることも重要であり、ブロードバンド（光ケーブル）を有効に活用できる施策にも取り組む必要がある。

#### ウ 人材育成

これまで、地域の課題解決や活力向上のために地域コミュニティ活動等への支援や、それらの活動を担う人材育成に努めてきたが、少子高齢化の進行やプライバシー意識の高まり、SNS等の影響による価値観やライフスタイルの多様化を背景に、地域コミュニティに限らずあらゆる分野において担い手不足が顕在化してきている。

今後、まちづくりを支える人材の継続的な確保が求められる中、産業や地域など様々な分野において担い手の創出と育成を目指し、町民の主体的な取組みを支援するとともに、町民一人ひとりが地域や職場で活躍できる環境づくりを推進する必要がある。

平成29年度からは、町内中学生の海外派遣事業において国際感覚の向上等を図

る取組みを実施しており、令和3年度からは、多様な講師陣による大人の社会塾「きもつき熱中小学校」を開校し、若年層や地域人材の育成に努めている。

## (2) その対策

---

### ア 移住・定住

交流人口の増加や関係人口の創出・拡大を図り、移住・定住の増加へ繋げていくためにも、移住相談イベント等への積極的な参加によるPR活動や、インターネット等により発信する移住・定住関連情報の充実を図りながら、実際に町での生活を体験できるお試し住宅(ワーケーション)等の利用促進に努め、あわせて、テレワークやワーケーションといった新たな働き方による支援策の検討や企業誘致等の取組みも進める。

また、年々増加する空き家問題については、空き家バンク制度の周知・助成金等による物件の登録促進を進めることにより、登録物件の増加を図り、移住希望者との円滑なマッチングに繋げることで移住の際の住居問題と合わせて解消に努める。

これらの取組みを加速させ着実な成果へ繋げるため、新たな制度である地域プロジェクトマネージャー制度の活用を図る。

さらに、新築・中古住宅取得に対する助成制度等を実施することで移住者等への支援を実施する。

### イ 地域間交流の促進

銀河連邦・宇宙兄弟都市交流事業の推進を図るため、各共和国間そして南種子町との連携をさらに強化する。特に、経済的な波及効果が期待できるような物産展や観光イベントの拡大を図る。同じく、熱中小学校でつながる全国の自治体との連携も強化・拡大を図る。国際交流は、韓国との交流をさらに飛躍させ地域の活力増進等を図る。

また、本町の特性である自然、景観を生かした体験型の観光農園の整備や歴史的遺産の探訪、そして総合的なレクリエーション施設である「やぶさめの里総合公園」、「叶岳ふれあいの森公園」等との有機的な連携を図り、都市住民にも安らぎを提供できる地域間交流の場を提供する。そして、近隣市町と連携したスポーツ大会誘致・合宿受け入れ等の環境整備を行う。

ブロードバンドについても、その普及に努め、都市部と地方部の情報格差の是正を強力に進めていく。

### ウ 人材育成

各施策分野との連携を図りながら、各地域コミュニティや各産業における人材育成の取組みを支援するとともに、後継者や新たな担い手の確保・育成に努め、町民一人ひとりが地域や職場の中で活躍できる環境づくりを推進する。

また、地域づくりを担う人材の育成・確保を図るため、海外派遣事業や熱中小学校の取組みの促進や「地域おこし協力隊・地域プロジェクトマネージャー制度」の積極的な活用により域外からの人材受入れ等の促進を図る。

### 移住者数・地域おこし協力隊員数・空き家バンク登録数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
移住者数(人)	70	37	69	111	53	住宅取得助成金受給者数
地域おこし協力隊員数(人)	5	2	1	2	2	各年度受入数
空き家バンク登録数(件)	2	6	11	13	10	

### (3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	住宅取得促進助成事業	町	
		地域おこし協力隊事業	町	
		地域プロジェクトマネージャー事業	町	
	地域間交流	銀河連邦交流事業	町	
		銀河連邦建国記念 うちのうら銀河マラソン	町	
		内之浦日韓交流推進事業	協議会	
	人材育成	青少年海外派遣事業	実行委員会	
熱中小学校プロジェクト		町		

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成29年3月に肝付町公共施設等総合管理計画を策定し、「1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る」、「2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る」、「3 公共施設の効率的な管理運営を目指す」の公共施設の管理等に係る3つの方針を定めている。

これら方針等との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施し、また機能的かつ効果的な公共施設等の管理運営を行い本町の持続的発展に努める。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農業

本町の農業は、広大な大地や美しい海などの自然環境に恵まれ、地域の特性や生産者の創意工夫を生かして、魅力ある個性豊かな農業を展開しているが、主要な農産物価格が低迷する中で、農業の収益性が低下の傾向にある。水田農業については、米価の低迷により経営が厳しくなる中で転作作物としてのWCS用稲・飼料用米・加工用米の導入が進んでいる。しかしながら、国の施策により経営状況が左右されるため、経営安定に向けて販売面での幅広い取り組みが課題となっている。鳥獣被害については年々増える傾向の中、猟友会員の高齢化もあり捕獲から侵入防止や寄せ付けない取り組みが課題である。畑作の振興として期待される肝属中部畑地かんがい事業については、元来、原料用甘藷等の露地作物地帯であったため水利用作物の普及に課題を残している。担い手農家数については生産農家の高齢化や新規就農者等の減少により不足しており、確保について課題を残している。

畜産業においては、かごしまブランドの黒牛（鹿児島黒牛）・黒豚や飼育方法に工夫を凝らした銘柄豚（鹿児島黒豚、茶美豚）などの生産も行われている。しかしながら、畜産をめぐる情勢は国内外とも厳しい状況にあることから、今後は国際化に対応しうる畜産の振興と高品質、低コスト生産体制が求められており、さらに生産性の向上と銘柄確立に努め、経営の安定を図りながら環境への負荷を軽減する環境保全型畜産を確立する必要がある。また、家畜管理センターについては令和2年度に改修を行い、新たな畜産振興の拠点施設として利用されている。内之浦堆肥センター、高山堆肥センターは町内畜産農家の堆肥処理を請け負い、良質堆肥の製造拠点施設として運営がなされており、高齢農家等の堆肥回収事業も実施され、高齢農家の飼養継続の一助となっている。

##### イ 林業

本町の総面積の約8割を占める森林は、林産物の生産、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等多面的な機能を有しており、これらの機能の発揮を通じて地域住民の生活と深く結びついている。

林業生産活動の状況を見ると、戦後営々と植林されたスギ・ヒノキの森林資源が利用期に達しており、川下では新たな木材需要に対応した大型木材加工施設の稼働、更に、東アジアを中心に志布志港からの木材輸出が急増しており、これら旺盛な木材需要に伴い主伐が急増するなど林業生産活動が活発化している。

一方では、主伐後の造林未済地の発生も危惧されており、将来にわたる森林資源の枯渇を防止するためにも、「伐って・植えて・育てる」といった循環型林業を推進するとともに、これらの森林施業を担う林業従事者の育成・確保が当面の重要な課題となっている。

このような状況の中、林業経営の体質強化を図るため、林業労働者の高齢化、担い手不足に対応し、組織化、機械化の促進並びに作業道等の路網の整備を図るとともに、公益的機能と経済機能を維持しながら、後世にその美しい自然を引き

継ぐために、町土の保全や水資源の涵養など、積極的な保全・整備に取り組む必要がある。

また、緑豊かな森林景観の保全と観光林業の整備や、都市住民との交流、町民のふれあいの場としての整備と活用を通じたSDGsの目標達成にも貢献する持続可能な森林整備が必要である。

## ウ 水産業

本町は、志布志湾や太平洋の海岸線を約50km有し、漁船漁業として沿岸から沖合いにかけて、アジ、サバ、イワシなどの中型まき網漁業や定置網漁業、棒受網漁業などが行われており、養殖業としてブリ・カンパチの養殖が中心に行われている。

水産業と漁村をめぐる情勢は、漁業生産量の減少、漁業者の高齢化・後継者不足、燃油価格の変動による不安定化に加え、令和2年には新型コロナウイルス感染症の拡大により、インバウンド需要の減少や、外食需要の低下等に伴う魚価低下のほか、養殖カンパチ等の出荷の鈍化などが見られ、漁家や漁業協同組合の経営環境が一段と厳しさを増し漁業生産活動や漁村の活力の低下が著しくなっている。

近年、漁場環境の変化による水産資源の減少が続いており、魚礁の設置や藻場の造成、マダイ・ヒラメ等の放流等による栽培漁業の積極的な取り組みを推進しているが、環境や国内外の漁獲状況から、将来的に漁獲が大きく伸びることは考えにくい。むしろ、厳しい状況は当面続くものと考えられ、今後は水揚げされた水産物に対し、肝付町ならではの付加価値をつけ、流通・販売への効率的な事業展開が必要である。

さらに、市場へ安定した供給ができ、消費者に求められるような水産物や加工品開発を積極的に行い、地域間競争や国外への輸出を見据えた強い水産政策を行う必要がある。

これらの安定した経済活動により、担い手不足を解消し、地域産業の柱として活力ある水産業を確立する必要がある。

## エ 商工業

本町の商業を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化とモータリゼーション、Eコマースの進行による購買力の流出、大型店の進出や後継者不足による地元商店の廃業、高齢化や過疎の進行、さらに雇用不安等が加わり、ますます複雑な問題を抱えている。このような状況を踏まえ、商店主等の意識改革に取り組んで商業全体を新しい視点から見直すなど、個性と魅力ある商店街の再構築に努める必要がある。このため、高齢化等に対応した地域密着型のきめ細かなサービスの提供や商業基盤の整備、経営の近代化や共同化の促進、都市部との交流を図るイベントや物産展による販売促進等を行い、消費者ニーズに対応した地域商業の活性化を図る必要がある。

工業は、建設業、製造業、鉱業に分類されており、従業員100人以上の企業は数社しかなく、ほとんど30人以下の零細企業で占められており、資本に乏しく生産性も低いため施設更新や近代化も遅れている。誘致企業としては、製造業の工場が操業している。

今後は、東九州自動車道、大隅縦貫道、神之川内之浦線等の幹線道路網の整備が進んできていることから、誘致企業及び地元企業の成長・発展を支援し、雇用の場の創出と同時に各産業分野において深刻化が顕著な人材不足への対応等により地域活性化を図る必要がある。

## オ 観光

平成24年に設立した、肝付町観光協会は、各種イベントの開催、観光ガイドの育成・運用、情報発信、案内所の運営、特産品開発支援、調査研修事業、ツーリズム事業など多方面に亘り活動を展開し、観光客誘致や観光客へのおもてなしの充実、観光関係事業者への支援など本町観光振興の核となっている。

地域内外の交流の拠点となっている、高山やぶさめ館、コスモピア内之浦、湯の谷温泉などの交流施設や叶岳ふれあいの森公園、やぶさめの里総合公園などの観光レクリエーション施設は老朽化が進んでおり、リニューアル等の必要に迫られている状況にある。

年間を通じて多数の見学者が訪れているJAXA内之浦宇宙空間観測所は、小惑星探査機「はやぶさ」の帰還、平成25年のイプシロン試験機打ち上げにより、再び脚光を浴び、交流人口の増加が期待される。また、観光客がいつでも宇宙を感じられるよう、内之浦総合支所内にイプシロンロケット等の展示スペース、VRによる宇宙体験コーナーを設け、令和元年8月には、宇宙関連のおみやげ・グッズを販売する「宙（そら）の家」が、観測所近くにオープンした。

本町に残る貴重な文化財や伝統的な町並みは、有力な観光資源であるが、観光資源としての磨き上げや観光客誘致の仕掛けを強化する必要がある。

今後は、観光客のニーズを的確に捉え、気軽に楽しめる体験型・滞在型の観光レジャーの拠点整備や地域の特性を生かした魅力ある観光地づくりが必要である。

また、交流人口及び関係人口の増加は、雇用の創出、特産品開発、販路拡大などの経済効果をはじめ、住民意識の高揚や知名度の向上、さらには交流を通じて他の地域との人的ネットワークが形成され、それが地域経済の活性化や定住、人口増へ発展することも期待されることから、定住促進対策の推進とあわせ、都市との交流や国際交流などを積極的に推進する必要がある。

さらに、周辺市町とも連携を深めながら、それぞれの観光地を有機的に利活用した観光ルートの開発やイベントの開催など広域観光行政の充実を図る必要がある。

## カ その他

本町は、日本に2カ所しかないJAXAロケット発射場を有する内之浦宇宙空間観測所があり、町内至るところに宇宙関連資源が存在する。しかし、それを産業・観光・教育分野での活用、そして地域の活性化に繋げきれてない現状があり、今後は、その優位性を最大限活かした地域振興を図る必要がある。

そして、町内全域に整備された光ファイバー網を活用した産業の創出を図り、地域の活性化、雇用創出を行う必要がある。

## (2) その対策

---

### ア 農業

基幹産業である農林水産業の振興を支援するために、生産と流通が一体となって地域の特性を生かした魅力あるブランド製品の育成や生産流通基盤の整備、町の重点品目を対象とした生産振興対策・経営安定対策による農業従事者の所得の向上・安定化、活力ある地域づくりが必要である。水田農業については、売れる米づくりの推進を進める。鳥獣被害対策については、ワイヤーメッシュなどの侵入防止柵等の設置を進め、畑かんの推進については、さつまいもの後作として水利用効果の高い露地野菜の導入を進めるとともに、施設園芸等の導入もあわせて推進を図る。担い手農家の確保については、平成26年度に設立した一般財団法人肝付町農業振興センターにおいて就農へ向けての補助事業の活用や就農後の経営安定のための町営農振興事業等の活用を進め就農者定着促進等の充実を図るとともに、農業法人の育成支援として既存の大型農家や農業法人等への経営の多角化による所得向上等に取り組む。また、あわせて規模拡大や経営の合理化を図る観点から農地集積については、農地中間管理事業を活用した取り組みを進める。その他、栽培管理における気象・生育等の科学的データの活用、また農業のIT化を図ることで、既存農家の経営安定・向上、そして新規就農者の獲得に繋げる。同時に新規作物の導入、加工品開発についても検討を行う。

また、国民の食の安全に対する関心が高まっていることから、消費者ニーズに対応した安心・安全な農畜産物の生産を図るとともに、特に畜産においては、口蹄疫等海外悪性伝染病発生防止を図る観点から、家畜飼養規模の多頭化、集団化へ対処する家畜衛生対策を強化するとともに、浄化処理施設の水質検査を行うことで適正な運転管理を指導し、環境保全型畜産を促進する。また、ICT機器等を利用した畜産農家の労力軽減及び各種生産技術向上を図る。肉用牛においては、町内の優良繁殖雌牛への更新による子牛の商品性の向上を図り農家所得の向上を目指すとともに、町内産肉用牛の産地育成を目的として経費の一部を助成し、経営の安定に資する。養豚においては、優良種豚への更新による繁殖成績向上を図り農家所得の向上を目指す。家畜管理センター及び内之浦・高山両堆肥センターについては、引き続き畜産振興施設として活用の促進を図る。

### イ 林業

市町村森林整備計画に基づき、集約的かつ計画的な森林施業や路網整備を行い、森林のもつ多面的機能の発揮や林業生産性の向上と林業経営の安定化や合理化を図る。

また、再生林の急増に伴う優良苗の確保や、伐採・植林・下刈等の森林施業に対応した林業従事者の育成・確保対策の推進を図る。

### ウ 水産業

漁業の基盤である漁港については、漁業活動の安全性の確保と利便性及び生産性の向上を図るため、臨港道路等の施設整備の促進や老朽化した施設の修繕、周辺整備の維持管理、既存施設の利活用に努める。また漁場環境については、藻場造成や稚魚放流、人工漁礁設置など資源管理に取組み、つくり・育てる漁業の推進を図る。

販売面では、情報化と流通の多様化により幅広い産地や加工品との競争が激化しており、漁業協同組合と連携して市場のニーズを分析し、出荷調整を行うことにより従来の販売や流通に依存する体制から、消費者の視点からの販売政策を展開する。あわせて、水産加工技術の導入や未利用資源の有効活用、ICT等を用いた生産性向上、「辺塚だいだいカンパチ」のブランド認知度向上と販路開拓、漁業協同組合直販による有利販売に取り組み、漁業経営の安定化を図る。

漁業後継者不足の問題については、安定した経済活動が前提であり、まずは、水産業で生活できるような経済基盤づくりが先決である。本町の水産業を上昇産業として位置づけ、高山漁協、内之浦漁協等が行う水産業振興の取り組みへの支援や、将来の水産業に明るい展望を見いだす政策を展開していく必要がある。また、農林畜産業やイセエビ祭りなどの観光産業との複合的な取り組みによる振興を図る。

## エ 商工業

町の中心部に残る歴史的な街並を活かした景観整備を行い、町民の日常生活の利便性向上と既存市街地の活性化を図り、魅力ある賑わい空間の創出や個性と魅力ある商業環境づくりに努める。

消費者の買物やレジャー拠点整備に対するニーズが高いことから、今後、商業集積の促進や、商店街組織の再構築に努めるとともに、サービス面では大型店との差別化を図り、消費者ニーズに対応した商店街づくりに努める。また、買い物困難者等に対応した住民サービスの展開など、他分野との連携したソフト事業の充実や地域に密着した商業の振興を図るとともに、本町の基幹産業である農林漁業の産品を活用した農林水産加工業の起業や6次産業化への支援に努める。さらに、(公財)かごしま産業支援センターや商工会等の関係団体と一体となって、ICTの革新等に対応した企業の情報化を促進するとともに、新商品の開発や新分野への進出など意欲ある中小企業者の経営革新への取り組みを支援する。

工業については、宇宙ベンチャーや宇宙関連工場を含む、企業誘致に加え、第一次産業との連携により、付加価値を高めていくことで地場産業の育成を図るとともに、既存の立地企業や地場産業の育成強化を積極的に進め、地域雇用の安定を図る。

## オ 観光

観光協会の機能・活動を強化し、人を呼び込む仕組みづくりに努め、観光客のニーズに対応した観光形態等の創出を推進する。

JAXA内之浦宇宙空間観測所は、有力な観光資源である。見学者の受け入れ態勢強化及び土産品などの開発などを推進するとともに、打ち上げのない通常時にも宇宙を身近に感じられるよう、モニュメントの設置や案内サインの設置、観光メニューの開発等に努めていく。

伝統的な町並みの景観整備・観光ルート整備など地域資源の磨き上げを推進するとともに観光拠点施設の最適化を行い、各種のイベント・体験型観光の実施等を通じた肝付ファンの増加や再来訪者の獲得にも努める。

大隅地区には、佐多岬や垂水のキャニオニングをはじめ、各地に点在する戦跡や古墳群等、魅力ある観光資源が数多くある。大隅地区の市町と連携し、各市町の観光資源を有機的に繋いだ観光ルートの開発、情報発信に努め、観光客誘致に

努めていく。

## カ その他

本町は、ロケットの射場がある優位性を地域振興につなげるため「スペースサイエンスタウン構想」を平成27年3月に策定した。その計画に基づき、肝付町の認知度向上、宇宙産業の誘致、観光資源（宇宙関連スポット・地域特産品）の充実に向けた取組みを推進する。

その他、町内全域に整備された光ファイバー網を活かし、サテライト・オフィスやワーケーションといった多様な働き方に伴う企業等の誘致、今後成長が期待される宇宙開発・福祉分野等の企業立地等に取り組む。

## 事業別就業者数の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	備考
第1次産業 就業者数(人)	2,495	1,918	1,561	1,318	1,178	
第2次産業 就業者数(人)	2,620	2,462	1,963	1,627	1,505	
第3次産業 就業者数(人)	4,373	4,333	4,403	4,244	4,154	

## 観光客数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
観光客数(人)	315,688	326,875	338,724	266,782	128,578	

## (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	(競) 水利施設等保全高度化事業(農地集積促進型) 第三笠野原地区 排水路更新126.2km、給水栓更新	県	
		(競) 水利施設等保全高度化事業(畑地帯担い手育成型) 第二吾平東部地区 畑かん128.0ha	県	
		(競) 水利施設等保全高度化事業(畑地帯担い手支援型) 第三肝付地区 農道8.6km 畑かん142.3ha 農地保全	県	
		(競) 水利施設等保全高度化事業(畑地帯担い手支援型) 第七肝付地区 農道2.3km 畑かん104.0ha	県	
		(競) 水利施設等保全高度化事業(畑地帯担い手育成型) 第五・第六肝付地区 農道11.8km 畑かん176.1ha	県	
		(競) 水利施設等保全高度化事業(畑地帯担い手育成型) 第四肝付地区 農道3.2km 用排水路8.7km 畑かん68.0ha	県	
		(競) 農地整備事業(経営体育成型) 第三新富地区 区画整理76.2ha	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 境溝地区 ゲート更新・補修一式	県	
		(防) 農村地域防災減災事業(農業用河川工作物等応急対策) 堂之下地区 頭首工改修事業 ゲート更新	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 前田3工区地区 揚水機場ポンプ改修	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 下之門地区 揚水機場ポンプ改修	県	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 池之園地区 揚水機場ポンプ改修	県	
		(競)水利施設等保全高度化事業 大隅第5地区(小田川(待金)頭首工等)機能診断・機能保全計 画策定	県	
		(競)水利施設等保全高度化事業 小田川(待金)地区 頭首工改修	県	
		(防)農村地域防災減災事業(実施計画策定) 花牟礼池地区 ため池整備一式	県	
		(防)農村地域防災減災事業(ため池整備) 花牟礼池地区 ため池整備一式	県	
		(防)農村地域防災減災事業(実施計画策定) たたら池地区 ため池整備一式	県	
		(防)農村地域防災減災事業(ため池整備) たたら池地区 ため池整備一式	県	
		(競)農地整備事業(実施計画策定) 高山地区 用水路パイプライン化、暗渠排水	県	
		(競)農地整備事業(経営体育成型) 高山地区 用水路パイプライン化、暗渠排水	県	
		(競)水利施設等保全高度化事業(基幹水利施設保全型) 高山地区 用排水路補修一式	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 高山4工区地区 用排水路整備20,330m	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 荒瀬地区 頭首工改修	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 和田川1号地区 頭首工改修	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 和田川2号地区 頭首工改修	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 和田川3号地区 頭首工改修	県	
		農地耕作条件改善事業 前田地区 農道整備1.27km	町	
		農地耕作条件改善事業 北方地区 暗渠排水、礫除去5.1ha	町	
		農業長寿命化・防災減災事業 白坂堰地区 ゲート更新	町	
		農業長寿命化・防災減災事業 戸神社前堰地区 ゲート更新	町	
	林業	森林環境税関係事業 (作業道等の路網整備)	森林 組合	
		民有林間伐等補助金	事業体	
		林業就労改善推進事業	森林 組合	
	水産業	水産資源振興事業	漁協	
		水産多面的機能発揮対策事業	活動 組織	
	(3)経営近代化施設			
	農業	農業農村活性化推進施設等整備事業(産地づくり) 肝付町全地区 設備設置助成	町	
		環境制御技術養液栽培設備設置事業 北方地区 施設設備改修	町	
		肝付町ICT機器等畜産生産技術向上対策事業	町	
	水産業	種子島周辺漁業対策事業 (漁民研修施設の改修、フォークリフト)	漁協	
		広域漁場整備事業 (魚礁設置)	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
	(9)観光又はレクリエーション				
		伝統的町並(麓・野町地区)整備事業	町		
		観光施設等リニューアル事業	町		
		二股川キャンプ場改修事業	町		
	(10)過疎地域持続的発展特別事業				
	第1次産業	農地中間管理事業 機構集積協力金事業	農業者 等		
		農地中間管理事業業務委託	町		
	商工業・6次 産業化	優良肉用繁殖雌牛更新促進事業	町		
		肉用牛地域内一貫経営促進事業	町		
		優良種豚導入事業	町		
		特産品開発事業	町		
		マーケティング事業	町		
		地産地消推進事業	町		
		商工業振興事業	町		
		観光	高山やぶさめ祭り	実行 委員会	
	内之浦ロケット祭り		実行 委員会		
	その他	鳥獣被害防止対策実践事業 緊急捕獲活動支援事業	協議会		
	(11)その他				
		水産流通基盤整備(特定)事業	県		
		高潮対策事業負担金	県		
		活動火山周辺地域防災営農対策事業 肝付町全地区 設備設置助成	町		
		鳥獣被害防止対策実践事業 推進・整備事業	協議会		
		肉用牛簡易畜舎設置事業	町		

## (4) 産業振興促進事項

### ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
肝付町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

### イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」の「(2) その対策」及び「(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)」のとおり。

## (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

産業系施設については、公共性や設置目的を整理し、地域性、管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように、定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図る反面、合併前の旧町で、それぞれ整備し重複しているような施設については、その耐用年数を問わず、統合、廃止などの検討を行う。

スポーツ・レクリエーション系施設については、定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図りながら運営コストを抑え、質の高いサービスの提供を図るため、運営形態のあり方や適切な受益者負担についても検討する。施設の更新や大規模改修時には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討を行い、地域ごとの人口動態やニーズを把握し、町全体での施設のあり方を検討するとともに、提供するサービスや運営手法の見直しについて検討する。老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約、廃止なども視野に入れた検討を行う。

これら方針等との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施し、また機能的かつ効果的な公共施設等の管理運営を行い本町の持続的発展に努める。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

国の補助により整備した光ファイバー網については、現在、光ブロードバンドの提供、行政ネットワーク、地上デジタル放送の再送信、携帯電話基地局と地域Wi-Fi及び防災無線の通信線など、地域の情報通信基盤としての大きな役割を担っていることから、持続的な管理運営の在り方についての検討が必要である。また、携帯電話の不感地域は概ね解消しているが、山間部の無人エリアに一部存在するので、引き続き解消に向けた検討を行う必要がある。

地域におけるICTの利活用については、インターネットとスマートフォンの普及に伴う定着期にあり、住民と産業において一定の理解と利活用が進んでいる。今後は従来のアナログな手法の見直しとデータの整備連携を軸とした地域全体のデジタル化への移行が求められる。

防災行政無線については、全世帯にデジタル化された戸別受信機の配備が完了した。今後は、日常業務の情報伝達と、災害緊急時において町民へ速やかな情報伝達を行うため、普段から機器の維持管理を行う。

### (2) その対策

情報通信基盤の今後については、令和2年3月に策定した肝付町情報化基本計画をもとに、国が示す公設光ファイバー網の民間移譲ガイドラインを参考に適切な在り方についての検討を行うとともに、5GやLPWA、更に次世代の6G通信などSociety 5.0の社会形成に必要な通信基盤の在り方についても適宜検討を進める。

地域のICT化またはデジタル化については民間との協働を基本に、ICTを利活用できる人材の育成及び支援をこれまで以上に行うと共に、地域におけるデータの流動性を高め、住民の福祉と地域の振興に効果的なデータの連携基盤の検討と整備を行う。

防災行政無線については、地域住民の生命、財産を保護するため、防災体制の確立に向け、携帯無線機・中継局の更新、戸別受信機の適正な維持管理を行う。

#### 施設等整備の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
光ブロードバンド世帯カバー数	全世帯	全世帯	全世帯	全世帯	全世帯	平成23年度に整備済
Wi-Fiスポット数 (拠点数)	24	0	0	0	6	

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3. 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	ブロードバ ント施設	情報通信基盤安定化事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化	地域データ連携事業	町	
デジタル人材育成・支援事業		町		

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

情報化施策における施設等については、国のガイドラインや民間との協働をベースに持続可能な情報通信基盤の管理運営へと移行する。また、用途廃止となつて普通財産となっているものは財産分類を行い、売却や有償・無償譲渡も検討する。所在している地域なども考慮し、譲渡または売却などが厳しい場合は、解体も視野にいれて検討する。

これら方針等との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施し、また機能的かつ効果的な公共施設等の管理運営を行い本町の持続的発展に努める。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 国・県道

本町の交通体系は、国見トンネルの開通や国道448号及び220号など、幹線道路の整備により大きく改善されてきている。しかしながら、本町の南部に位置する岸良地区は、旧高山町と歴史的にも関わりが深いとされるものの、連絡道である県道岸良高山線に未改良区間(線形改良・拡幅)が残っており、早急な改良が望まれている。今後も更なる整備を促進するとともに東九州自動車道及び大隅縦貫道や広域農道などへのスムーズな接続を図り、大隅半島南部地域の観光ルートを確立し、交流・観光等の関係人口を増やすことによる経済効果を引き出す必要がある。

#### イ 町道等

町道・集落道は、町民の生活や生産活動に直接関わる生活道路として年次的に整備を進めているが、急速な沿道の宅地化や道路の老朽化に対する今後の地域ニーズも踏まえ、継続して道路改良を進めることが必要である。

また、救急・防災面からも地域内道路網の整備や交通安全機能の充実に努め、あわせて、高齢社会の進展に対応した安心・快適な公共交通サービスの確保が重要となっている。

#### ウ 農道

農業用道路や生活用道路として多面的に利用されている路線と、中山間特有の急峻な棚田内で整備が遅れている農業用道路があり、両者とも幅員の拡幅による改良整備が望まれている。また、ほ場整備事業により農道が整備されてきたが、事業完了からの年数が経過し、老朽化による補修、改良箇所も増えてきている。

#### エ 交通

町民の公共交通機関として、その役割を担う路線バスは、幹線路線バス(鹿屋～高山～内之浦)と廃止代替路線バス(垂水・志布志方面)が運行されているが、人口減少や自家用車の普及により、利用者が激減している。また、内之浦岸良間・高山岸良間は路線が廃止となったことから、町内タクシー業者との委託契約による事前予約型乗合タクシー(地域間運行)とおでかけ(AI)タクシー(地域内運行)が地域公共交通として住民サービスの維持・利用者の利便性向上を図っている。

「便数が少ない・運行範囲が狭い」などの課題は令和元年9月末に開始した、おでかけ(AI)タクシー事業により解決したが、新たな課題である町内タクシー事業を担う人材不足を解決するために地域公共交通網の検討・再構築を行う必要がある。

## (2) その対策

### ア 国・県道

東九州自動車道及び大隅縦貫道の早期整備促進や国道220号、448号や県道後田富山線等主要幹線道路の整備促進及び生活道路の充実を図ることにより、周辺都市間或いは地域内での道路接続、利用の向上に努める。県道岸良高山線については、改良工事が立ち遅れている現状にあり、早急な整備を関係機関に積極的に要請する。なお、国・県・隣接市町との連携を図りながら、広域幹線道路網の整備促進と地域間交流の促進を図るため、広域交通ネットワークの形成に努める。

### イ 町道等

町道・集落道は、町民の生活や生産活動に直接係る生活道路として年次的に整備を進めてきているが、緊急性、経済効果等を考えながら、町民の利便性や安全性、防災への対応ができる基幹的な道路の整備を進めるとともに、住民生活の安全性向上に努める必要がある。既存の町道については、計画的な点検を行い、拡幅改良や舗装補修等の維持管理を推進する。

### ウ 農道

農道については、農地整備事業及び水利施設等保全高度化事業等により、農道の整備を推進するとともに地域農業の振興を図るためにも年次的に整備していく必要がある。

### エ 交通

本町における唯一の公共的輸送機関であるバス路線については、通学や高齢者等の通院、買物などの生活の移動手段として、その維持・存続に努める。また、乗り継ぎの関係も含めて、必要に応じてダイヤ変更・運行の増便を協議するなど利用者の利便性向上に努める。

事前予約型乗合タクシー及びおでかけ（A1）タクシーの運行については、更なる利便性向上を図るため、地域公共交通不便地区そして買い物難民の解消など現在抱える問題解決を図る。また、「地域公共交通計画」の策定そして実践により、近隣市町をエリアとする広域的な運行を視野に入れた、地域住民そして観光客が利用しやすい地域公共交通体系を構築していく。

### 道路の概況

区分	平成26年4月					令和2年4月				
	実延長 (m)	改良		舗装		実延長 (m)	改良		舗装	
		実延長 (m)	率(%)	実延長 (m)	率(%)		実延長 (m)	率(%)	実延長 (m)	率(%)
一般国道	52,099	45,963	88.2	52,099	100.0	51,977	46,191	88.9	51,977	100.0
主要地方道	31,732	11,928	37.6	31,732	100.0	31,732	11,927	37.6	31,732	100.0
一般県道	70,645	63,973	90.6	70,645	100.0	71,077	64,981	91.4	71,077	100.0
町道	292,032	220,887	75.6	254,165	87.0	265,832	222,154	83.6	260,414	98.0

## 地域公共交通利用者等の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
おでかけ(AI)タクシ登録者数(人)	—	—	—	714	866	令和元年 9 月開始
おでかけ(AI)タクシ利用者延べ人数(人)	—	—	—	3,141	7,988	令和元年 9 月開始
事前予約型乗合タクシ利用者延べ人数(人)	3,112	3,311	4,666	3,746	3,447	平成 25 年 4 月開始

### (3) 事業計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	上之原永田橋線 改良舗装 L=600m W=12.0m	町	
		岸良浜線 改良舗装 L=230m W=4.0~10.1m	町	
		小塚東迫線 改良舗装 L=300m W=4.0m	町	
		下西方池之園線 改良舗装 L=1620m W=5.0m	町	
		津房赤木屋線 改良舗装 L=200m W=8.8m	町	
		笠野線 改良舗装 L=270m W=5.0m	町	
		八幡下之門線 改良舗装 L=500m W=4.0~6.0m	町	
		屋治前検見崎線 改良舗装 L=280m W=4.8~6.3m	町	
		停車場片野線 改良舗装 L=2600m W=4.4~6.4m	町	
		横峯2号線 改良舗装 L=500m W=4.0~5.8m	町	
		神成窪野崎線 改良舗装 L=300m W=5.0~7.0m	町	
		丸峯花牟礼線 改良舗装 L=350m W=4.0~4.5m	町	
		西ヶ丘岩崎線 改良舗装 L=200m W=4.0~5.2m	町	
		松崎下永山線 改良舗装 L=580m W=4.0~7.1m	町	
		丸峯串良線 改良舗装 L=2450m W=5.5m	町	
		論地停車場線 改良舗装 L=750m W=4.0~7.1m	町	
		検見崎鳥越線 改良舗装 L=900m W=5.0m	町	
		下ノ門永山線 改良舗装 L=400m W=5.0m	町	
		二本松湯涌田線 改良舗装 L=1800m W=5.0m	町	
		宮下南中央線 改良舗装 L=920m W=5.0m	町	
	津房前線 改良舗装 L=650m W=5.0m	町		
	坂元線 改良舗装 L=470m W=4.0~7.1m	町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	橋りょう	小牟田鳥越線 改良舗装 L=1,200m W=5.0m	町	
		橋梁長寿命化対策事業	町	
		新神之市橋(仮)架設事業	町	
	その他	交通安全対策事業	町	
		カーブミラー整備事業	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	地域公共交通維持対策事業(運行費用)	町	
	(10) その他			
		地方特定道路整備事業負担金(永吉高山線)	県	
		地方特定道路整備事業負担金(後田富山線)	県	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路については、「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図る。また、舗裝修繕計画を策定し、その内容に沿った計画的な維持管理を行う。主要な道路及び道路付属施設等については、国土交通省が定めた点検実施要領に基づいて、5年毎に定期的な点検を実施し、主要道路以外の生活道路については、日常のパトロールにより点検を実施する。また、舗裝修繕計画において、維持管理の優先順位を定め、財政状況を見極めながら予防保全型管理を行うことで、維持管理コストの平準化や低減を目指す。

橋梁については、「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図り、橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的な管理を行い、当該計画対象の橋梁については、日常的なパトロール点検に加え、通行者からの異常の報告、並びに5年に一度の定期点検(概略点検)により、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握する。一方、対象外である橋梁については、日常点検及び5年サイクルによる定期点検(概略点検)を実施する。そして、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り橋梁の寿命を100年間とすることを目標とし、修繕及び架替えに要するコストを縮減する。

これら方針等との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施し、また機能的かつ効果的な公共施設等の管理運営を行い本町の持続的発展に努める。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 水道施設等

水道は、平成29年4月1日に簡易水道を、上水道へ統合を行った。令和2年度普及率は、98.2%である。また、施設の老朽化も進んでおり、水道水を安定供給するために、施設の更新が急務である。

山間部地域には集落水道が点在しており、高齢化に伴い日常管理に支障が生じているため、維持管理に対する負担軽減のための補助制度を設け、改善を行っているが、水道水を安定供給するためには、施設の改善が急務である。

また、本町の汚水処理人口普及率は、63.7%であり、県平均の83.0%よりも低い状況である。

#### イ 廃棄物処理施設

ごみ処理施設については、平成20年4月に稼働した2市4町で構成する肝属地区清掃センターで処理を行っており、順調に稼働している。

ここ数年、本町の清掃センターへのごみ搬入量は、年間で4,240トン程度である。町の収集車による搬入量は減少傾向だが、清掃センターへの直接搬入が増加傾向にある。

鹿屋最終処分場については、平成31年度に延命化を図るため、押え盛土工事を行い、令和20年頃までの埋め立てが可能となっている。

大根田最終処分場については、延命化を図るため、堰堤設置工事により当初埋立計画量を確保する必要がある。

し尿処理については、平成27年4月から鹿屋市衛生処理場で処理を行っている。

#### ウ 消防防災施設

消防組織は、17分団で編成し、災害への初期対応、拡大の防止など、町民の生命と財産を守り、町民生活の安全確保に貢献している。しかし、過疎・高齢化の進行により、団員の高齢化や定員割れは、防災活動に大きな影響を及ぼしていることから、緊急時の迅速な対応を図るため、装備の近代化や施設の整備をより一層充実する必要がある。

常備消防については、大隅肝属地区消防組合の東部消防署と内之浦分署が設置されている。

#### エ 公営住宅等

公営住宅等は、老朽化が進行したものが多くあり、修繕等が増加する傾向にある。このために居住環境が悪化し、入居者の利便性が失われつつあり、また、家賃収入とのバランスも崩れてきている。

これらを改善するために、公営住宅等の計画的な改修整備を推進していく必要がある。

## (2) その対策

### ア 水道施設等

上水道については、第6次拡張事業計画に基づいて施設の整備や老朽化施設の再構築を計画的に実施し、複雑化しつつある水環境に対処しながら安定的な水源確保と湧水、災害時に対する安全性の確保に努める。

集落水道においては補助制度を利用しながら改善等に努める。

また、下水処理については、生活排水等の適正な処理を行うため浄化槽設置整備事業等による推進・普及の取組みを進める。

### イ 廃棄物処理施設

ごみ減量化については、3R運動（Reduce：ごみの排出抑制、Reuse：再利用、Recycle：再資源化）を推進し、循環型社会の形成、快適な生活環境の保全、ごみの適正な処理を更に進めたい。

あわせて、生ごみの自家処理とリサイクル化の推進を図り、鹿屋、大根田両最終処分場へのごみの搬入量を減らすことで、施設の延命化に努める。

### ウ 消防防災施設

町民の生命と財産を守り、災害に強いまちづくりを進めるため、高齢者等災害時要援護者対策の促進など自主防災組織の育成を図り、また、大隅肝属地区消防組合等の関係機関・団体と連携を図りながら、日頃から災害危険箇所の掌握・点検・周知徹底を充実させ、さらに消防施設の近代化や防災システムの整備、消防水利の確保等に努める。また、町民が安心して快適な居住環境を維持するため、治山、治水、砂防、河川改修、急傾斜地崩壊対策事業及び高潮対策事業等の防災対策の強化に努める。

### エ 公営住宅等

公営住宅等の整備は、老朽化の度合いにより、建替・維持保全・個別改善の3パターンに区分けして行う必要がある。

現在及び将来のニーズと財政を考慮すれば、建替事業は当面休止して、維持保全すべき住宅のうち耐震診断をクリアしかつ耐力度のある住宅について、改修を施し、長寿命化を図り、住宅整備コストの縮減を推進する。

### 水道普及率、水洗化率の推移

	平成12年度	平成22年度	平成25年度	令和元年度	令和2年度	備考
水道普及率 (%)	79.0	87.9	91.2	96.1	98.2	
水洗化率 (%)	19.8	34.3	55.3	62.8	63.8	

### ごみの搬入量の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
清掃センターごみ搬入量 (t)	4,356	4,216	4,285	4,291	4,240	

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5. 生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	瀬戸宇治・中原地区配水管布設替工事	町	
		白坂地区配水管増径工事(φ100)	町	
		白坂地区配水管増径工事(φ75)	町	
		白坂地区配水管布設工事	町	
		町道笠野線配水管布設替工事	町	
		町道笠野下西方池之園線配水管布設替工事	町	
		水尻地区緊急遮断弁設置工事(水尻浄水場・配水池)	町	
		水尻地区緊急遮断弁設置工事(上北配水池)	町	
	(2)下水処理施設			
	その他	浄化槽設置整備事業	町	
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理 施設	塵芥収集事業	町	
		肝属地区一般廃棄物処理組合負担金	町	
	し尿処理 施設	し尿処理手数料	町	
	(4)火葬場			
		大隅中部火葬場組合負担金	町	
	(5)消防施設			
		消防ポンプ自動車購入	町	
		消防自動車購入	町	
		防火水槽設置事業	町	
		消防水利施設整備事業	町	
		消防ホース購入事業	町	
		消防ホース格納箱購入	町	
		簡易水槽購入事業	町	
		北方分団車庫・詰所新築	町	
		宮下分団車庫・詰所新築	町	
	岸良分団車庫・詰所新築	町		
	消防団本部車	町		
	防災備蓄倉庫	町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(6)公営住宅			
		アメニティハウス三反改修工事	町	
		ロックタウン西方改修工事	町	
		ハートフルランド横間改修工事	町	
		中牧住宅改修工事	町	
		上向団地改修工事	町	
		岸良東団地改修工事	町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
	生活	集落水道施設維持管理補助事業	町	
		住宅リフォーム支援助成事業	町	
	危険施設 撤去	危険廃屋解体撤去助成事業	町	
	防災・防犯	木造住宅耐震化促進事業	町	
	(8)その他			
	がけ地接近危険住宅移転事業	町		

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上水道については、生活に必須なインフラ施設として、給水機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型管理」を徹底する。また、段階的に耐震管への更新を行い、地震被災時の上水道の機能を確保するとともに老朽化した管路の調査・診断・更新を計画的に行う。さらにメンテナンスサイクルの構築により、効率的な維持管理を推進することにより、維持管理費用の縮減・平準化を図る。

消防格納庫等については、大規模改修は行わずに、修繕により施設を維持していくものとする。

公営住宅等については、耐用年数を迎える施設は長寿命化計画に従い、除去、更新を推進し、特に老朽化した施設のうち簡易耐火構造平屋建て住宅は除去を検討する。今後、建替えを検討しながら地域毎に集約し、財政状況を考慮しながら長寿命化計画に基づき、除去、改修を実施していく。

これら方針等との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施し、また機能的かつ効果的な公共施設等の管理運営を行い本町の持続的発展に努める。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 高齢者福祉

本町の人口構造の高齢化は急速に進んでおり、令和2年度3月現在で高齢化率は41.6%となっており、県内でも上位となっている。また、総務省の将来推計人口によると2015年以降は、65歳以上の高齢者は減少していくことが推測されるが、総人口自体も減少するため、高齢化率は年々上昇するものと思われる。

このような状況の中で、平均寿命が延びることにより、一人暮らし高齢者の増加、認知症高齢者の増加がみられるとともに、集落機能の低下など様々な問題が地域の中で発生している。

このために、すべての高齢者が本人の意思に基づいた保健・福祉・医療サービスを最大限に活用できるようにするとともに、地域全体が高齢者やその家族を支援し、また、高齢者自身が活躍できるシステムづくりが課題となっている。

#### イ 児童福祉

近年、雇用情勢の悪化に伴い、20～30歳代の若者の年収は低下する一方、子育てコストは増加し、そのことが結婚や出産を思いとどまらせて、未婚化・晩婚化が進み出生数の減少につながっている現実がある。

この少子化がさらに進むと年金などの社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、若年労働力の減少等による社会の活力の低下等の影響が懸念される。

また、子育てに伴う経済的問題や育児環境における問題など、様々な問題が発生している。

こうした状況を踏まえ、少子化の原因や背景となる要因に対応して子ども自身が健やかに育っていける社会、子育てに喜びや楽しみを持ち安心して子どもを産み育てることができる社会を形成していくことが必要である。

その様々な制約要因を除外していくことは、国や地方自治体はもとより、企業・職場や地域社会の役割でもあり、そうした観点から子育て支援社会の構築を目指すことが要請されている。

#### ウ 障害福祉

障害者が地域の中で生き生きと暮らしていくためには、年金や各種手当など経済面での支援の充実、障害者の働く場の充実、総合的な相談窓口の充実、情報提供窓口の整備充実を図っていくことが重要である。また、施設から地域への移行も進めていく必要がある。これらのことを推進するには、近隣市町とともに広域的な取り組みを進めていくことが課題となっている。

### (2) その対策

#### ア 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる施策として、ひとり暮らしの高齢者等に対しては配食見守サービス、緊急通報体制整備事業等を実施している。また、寝たきり高齢者等を介護している家族に対する介護者福祉手当を支給す

るなどニーズに合った在宅福祉サービスを提供するとともに、訪問介護事業、訪問看護事業の活用や在宅介護支援センターによる訪問、相談事業による要支援者の把握などサービスの向上に努める。さらに地域包括支援センターを中心に高齢者の介護相談や虐待防止、権利擁護の業務、介護予防活動など介護・医療・福祉の連携を図る。

## イ 児童福祉

この少子化対策については、子ども子育て支援新制度の実施において、地域のニーズに基づき総合的に支援施策を展開し、未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目のない支援」に取り組むとともに、多子世帯をはじめ子育てコストの軽減に取り組む。また、子育てウェブサイトを構築し、手軽に子育て情報を得ることができるなど、若い世代の結婚・子育ての希望が叶う環境が提供できるよう、子育て世代へ幅広く支援を展開していく。

## ウ 障害福祉

障害者が住み慣れた家庭や地域で快適に過ごせる環境づくりをすすめる。そのためには行政をはじめ、地域や近隣市町における専門的なサービス機関、各種施設等が連携を図り、総合的なサービスの提供を図る。

また、施設入所者の地域移行を各関係機関と連携をとりながら進めていく。

## 高齢化率の推移

	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	備考
高齢化率(%)	31.3	34.8	36.7	39.1	41.6	

## 待機児童数、学童クラブ等数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
待機児童数(人)	0	0	0	0	0	
放課後児童クラブ等数(施設)	5	5	5	7	6	

## (3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設			
	保育所	保育所施設整備事業	町	
	(2)認定こども園			
		認定こども園施設整備事業	施設	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	乳児家庭全戸訪問事業	町	
		地域子育て支援センター事業	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	高齢者・障害 者福祉	子育て支援情報提供事業	町	
		幼児教育・保育料無償化事業	町	
		配食見守サービス事業委託	町	
		高齢者等くらし安心ネットワーク事業	町	
		在宅介護者福祉手当	町	
		家族介護用品支給事業	町	
		敬老祝金支給事業	町	
		障害者地域生活支援事業	町	
		老人クラブ育成事業	町	
	その他	地域ネットワーク構築事業	社協	
		子ども医療費助成事業	町	
		婚活応援事業	町 協議会	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

保健・福祉施設は住民の健康の維持、向上を図るための施設であり、今後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全により施設の長寿命化を図る。今後の少子高齢化等に対応するためにも施設更新や大規模改修時には利用状況や効果、必要性を踏まえ、民間委託も含めた適正化を検討し、必要に応じて他の施設との複合化や多機能化を図る。

これら方針等との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施し、また機能的かつ効果的な公共施設等の管理運営を行い本町の持続的発展に努める。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

高山地区の診療施設は、病院1施設、診療所5施設、歯科診療所5施設で他に介護老人保健施設1カ所が設置されている。内之浦地区には町立病院のほか、診療所1施設、歯科診療所1施設がある。岸良地区には岸良診療所があり、週2回町立病院による出張診療が行われている。また無医地区（大浦、辺塚地区）対策として、へき地患者輸送車を週1回、岸良診療所まで運行し、医療の確保に努めている。

公立病院である町立病院では常勤医師が不足しており、毎年、鹿児島大学病院等へ地域枠医師派遣の依頼に奔走している。産婦人科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科等の特定診療科目については鹿屋市で受診している状況である。

救急診療については、日祝日は在宅当番医制度を東部医師会へ委託し、夜間は病院群輪番制で大隅地域夜間急病センターへ委託し体制を整備している。

### (2) その対策

県の地域医療構想計画に基づき、町立病院を含め、医師を始めとする地域医療を担う専門職種の確保に努める。

また、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向け、平成20年度に開始した特定健診の受診率を向上させ、早期発見、早期治療に努め、医療制度、介護保険制度の安定化を目標に、関係機関と連携をとりながら健康寿命の延伸を目指したまちづくりに努める。

#### 特定健診受診率の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
特定健診受診率(%)	43.6	46.2	51.6	49.1	44.9	

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 医療の確保	(1) 診療施設			
	病院	病院附帯施設整備事業	町	
	その他	医療機械器具等購入事業	町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	特定健康診査事業	町	
		健康指導事業	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

---

町立病院は築30年を超え、岸良診療所は築50年を超えている。これら施設は住民の健康を守る重要な施設であり、建替えを含めた更新検討を行う。人口減少・高齢化等を見据えながら、住民のニーズと照らし合せた診療科目の選定、効率的な管理・運営が実施できる病院作りを行っていく。診療所についても住民のニーズを図り、他施設への利用もしくは更新を検討していく。

これら方針等との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施し、また機能的かつ効果的な公共施設等の管理運営を行い本町の持続的発展に努める。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

学校教育においては、科学技術の発達、国際化、情報化、高齢化など多様に変動するなかで、創造的な力と国際的感覚を持ち、主体性を備えた青少年を育成することが課題である。このため、教育環境の整備充実を図るとともに、郷土に根ざした教育活動の展開と国際性を培う諸活動をさらに推進する必要がある。

また、心身の健康づくりを積極的に推進し、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを進めながら人間性豊かな児童生徒を育てるとともに、教職員の資質の向上を図る必要がある。

施設面では、各種施設の建設や校庭等の整備・改修等を行うとともに休校・廃校となっている施設については引き続き、その有効利用について検討する必要がある。

#### イ 社会教育

近年、少子高齢化、核家族化の進行等により、世代間交流の希薄化、家庭の教育力の低下や地域・社会の教育機能の低下が生じつつある。住民が心身ともに健全でゆとりある充実した人生を送るために、生涯を通じて自由に選択し、学習と住民の交流ができるよう、情報の提供や指導体制を充実するとともに、公民館等の施設・設備の充実を図ることが大切となっている。生涯学習社会の形成を目指して関係諸団体との連携を図り、町民の多様な学習機会の提供や施設設備の充実を促進するとともに、郷土の特色を生かした諸施策を展開して、家庭や地域の教育機能の活性化を図る必要がある。

#### ウ 社会体育

自分の健康は自分で管理するという健康意識の高まりにつれて、生涯スポーツの必要性が広く認識されつつあるなど、住民のスポーツ・レクリエーションに対する欲求は、多様化するとともに急速に増大している。このため、住民がいつでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう施設の整備充実を図るとともに管理体制の確立を図る必要がある。

また、これらの活動を通じた積極的な社会参加を推進し、地域住民の連帯意識の醸成を図るなど、健康で生きがいのあるまちづくりを目指す必要がある。

#### エ 勤労青少年福祉

事業所の人員削減は若年者の就業機会を奪う要因であるが、既に就職している者にとっても労働条件等で大きな負担となっている。町内においても就職を急ぐあまり自分の適性・能力とは違う職を選択してしまい、離職してしまうケースがみられる。雇用のミスマッチの増加は若年者の就業意欲を損なわせるだけではなく、人材の育成・技術の伝承・社会保障制度の維持にも影響を与えるため早急な対策を行う必要がある。

## (2) その対策

---

### ア 学校教育

体育館や校舎の耐震化は終了したが、今後は天井、照明等の非構造部材の耐震化を含めた良好な教育環境を確保するために、老朽化した校舎については年次別整備計画を作成し、大規模改造や維持補修を進めるとともに、多様な学習内容に対応するため多目的スペースの確保等、児童生徒が伸び伸びと個性に応じた学習ができる環境の充実に努める。

また、教材・教具の整備を進め、特に電子黒板やタブレットを活用したICT教育の充実及び機器の導入を図るとともに、児童生徒のコミュニケーション能力の育成や地場産業を活用したキャリア教育の充実等、これからの時代の進展に対応した教育を推進していく。

また、県立楠隼中学校・楠隼高等学校との連携を進め、教職員の交流、生徒の交流を通じて、互いに切磋琢磨し、肝付町の特色ある教育活動の推進と学力の向上に努めていく。

その他、インターネットを利用した学校間交流・中学生海外派遣研修制度・県外こども研修視察事業の拡充・山村留学制度・教職員先進校派遣事業の体系化にも努める。

### イ 社会教育

今までと同様に、社会教育有志指導者の養成・活用、生涯学習の拠点となる社会教育施設設備の充実、学習者の課題に応じた学習方法の工夫・改善、社会教育関係団体の組織の強化、社会教育における人権教育の充実等に努め、地域に根ざした諸活動を活性化させるために、指導者の確保と資質の向上を図る。

また、地域の子どもは地域が育てるとの観点から、幼児から高校生まで、見守りと声かけの推進を図る。そして、子どもたちを含めた地域コミュニティを確立のためのシステム作りが必要である。

### ウ 社会体育

町民の多様化・高度化するスポーツニーズに応えるため、スポーツ・レクリエーション拠点施設の整備や、スポーツが気軽に楽しめる環境の整備及びスポーツ用具の充実を図る。さらに、町スポーツ推進員等と連携を密にし、実技を含めた研修講習会等を行い、高い資質を備えた指導者の養成に努める。

### エ 勤労青少年福祉

既に就職している若年者に対しては従来どおり各種講座の開催や相談事業などの福利厚生施策を展開し、それらに加えてフリーターやニートなどの就職予備軍に対してはこれまでの勤労青少年ホーム等において蓄積されたノウハウを活かし、自主的な活動を企画・運営する中でまず社会参加に興味を持ってもらい、それを就業意欲につなげていくよう図る。

## 児童生徒受入数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
域外からの児童生徒受入数(人)	—	4	7	5	4	

## (3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考	
8. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設				
	校舎	校舎等老朽化対策工事	町		
	(3) 集会施設、体育施設等				
	体育施設	内之浦総合グラウンド整備事業		町	
		社会体育施設改修事業		町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
	義務教育	山村留学制度	協議会		
	生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業	町		
その他	公共図書館蔵書確保対策事業	町			

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校施設は、基本的には今後も長期間の利用が出来るように定期的な点検と計画的保全による施設の長寿命化を図る。その中で将来の児童・生徒数や、小学校、中学校の通学区域の見直しや集約化、複合化も含めた適正化を検討する。今後、廃校後に普通財産となった場合、他施設機能の統合利用、売却や有償・無償譲渡、また利用が難しい場合は、必ずしも転用ありきで計画せずに解体も検討する。給食センターについては、児童生徒数にあわせて統廃合等の検討を行う。教職員住宅で使用していない施設などについては、老朽化等の度合いにより、安全性は確認できない施設については除却などの検討を行う。

町民文化系施設は、建設後30年以上経過し老朽化した施設が大半を占めており、ランニングコストが増えることが予想される。公民館・集会施設は地域住民の文化活動の中核となる施設であることから、利用状況を把握したうえで、他の施設での利用検討や複合化等を含め、今後検討していく必要がある。また、施設の更新や大規模改修時には必要な機能の検討を行うとともに、将来の人口動態や利用状況、周辺施設の配置状況を勘案しながら施設規模を設定する。

スポーツ・レクリエーション系施設については、定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図りながら運営コストを抑え、質の高いサービスの提供を図るため、運営形態のあり方や適切な受益者負担についても検討する。施設の更新や大規模改修時には、全体目標による総量縮減の範囲内で必要な機能の検討を行い、地域ごとの人口動態やニーズを把握し、町全体での施設のあり方を検討するとともに、提供するサービスや運営手法の見直しについて検討する。老朽化への対応

が求められる施設については、施設の集約、廃止なども視野に入れた検討を行う。  
これら方針等との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施し、また機能的かつ効果的な公共施設等の管理運営を行い本町の持続的発展に努める。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本町は、広大な行政区域の中に大小132の集落が散在しており、各集落ごとに住民の自治組織である振興会長が統括している。人口の減少や町外流出者が多くみられるなか、中心部では人口の集中化がみられる一方、山間辺地の集落では過疎化が深刻となり、集落の運営やコミュニティ活動の停滞などが懸念されることから、振興会活動に支障のない程度の集落に再編成を検討する必要がある。

また、本町における人口動態は、自然減少及び若年層の町外流出が続き、ますます高齢化の一途を辿っている状況である。

### (2) その対策

集落の近代化を促進するため、共同利用施設等の設置により生活環境を整備するとともに、住民と行政の協働によるまちづくりを基本とし、各種コミュニティ活動の振興を図る必要がある。

そのため、NPOや地域おこしグループへの支援体制を充実させ、まちづくりを推進する集落支援員を設置し、新たな仕組みづくりに努めている。

また、人口の維持確保のための対策として、今後、各振興会において空き家情報の提供及びその斡旋等を実施する定住促進システムを構築するとともに、町営住宅の建替工事とあわせて、若者定住促進のための諸施策を展開する必要がある。

その他、空き家・空き店舗・公共施設等の有効活用（改修）による、お試し居住（店舗）・合宿受け入れ・地域コミュニティ空間等を提供し、交流人口そして移住・定住人口増加を図る。

#### 地域運営組織数、集落支援員数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
地域運営組織数 (コミュニティ協議会)	4	5	5	5	6	
集落支援員数 (人)	0	0	1	1	1	

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9. 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	地域コミュニティ協議会等運営助成金事業	地域協議会	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

---

本町では、平成29年3月に肝付町公共施設等総合管理計画を策定し、「1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る」、「2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る」、「3 公共施設の効率的な管理運営を目指す」の公共施設の管理等に係る3つの方針を定めている。

これら方針等との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施し、また機能的かつ効果的な公共施設等の管理運営を行い本町の持続的発展に努める。

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

近年の自由時間の増大やライフスタイルの多様化などにより、人々は経済性、効率性より文化性、快適性という心の豊かさを追求するようになり、町民の芸術文化に対する欲求も高まっている。

地域文化を推進するためには、専門的な知識を有する人材の育成、地域の伝統や独自文化の保存活用、文化交流等を促進するとともに、地域に根ざした文化活動の推進を図る必要がある。

また、先人が残した本町独特の地域文化財を保存し、町民にその意義と認識を深めながら、観光資源や学習教材として活用する必要がある。

### (2) その対策

文化の振興については、住民の文化活動への積極的な参加を促進し、文化団体の育成強化を図るとともに、地域文化を広く町内外の人々に紹介したり、多様化、高度化する住民欲求に応えられる芸術文化活動に触れる機会を提供する設備の充実に努める。

さらに、地域の伝統や文化的風土に根ざした、多様で個性的な文化活動の推進を図るとともに、芸術文化の発表機会の充実や町内外との文化交流の促進に努める。

毎年開催される高山やぶさめ祭、銀河連邦交流の一環として開催される銀河マラソン、JAXA内之浦宇宙空間観測所との連携による施設公開イベントなどは多くの来訪者があり、これからも本町の主要事業（イベント）となる。

また、郷土の文化を理解する重要な史跡の公有化そして一体的な整備、民俗芸能の発表や文化財の周知・公開等の機会を拡充、ルートマップを作成することによって文化財とのふれあいの場の提供に努める。

#### 各種施設来場者数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
肝付町立歴史民俗資料館来場者数(人)	989	768	1,018	1,065	679	
二階堂家住宅来場者数(人)	977	1,224	775	468	407	

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考
10. 地域文化の振 興等	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化 振興施設	二階堂家住宅改修事業	町	
	その他	塚崎古墳群整備事業	町	
		史跡等購入事業	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

社会教育系施設は、住民文化の発展に寄与する施設である反面、設備目的にそぐわず、利用が低迷する施設等については、期限を定めた対策を講じ、改善が見込めない場合は施設の統廃合や運営形態について検討する。

これら方針等との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施し、また、機能的かつ効果的な公共施設等の管理運営を行い本町の持続的発展に努める。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

豊かな自然資源を活用した再生可能エネルギー産業（風力発電・太陽光発電・小水力発電）が民間企業により推進される中、本町はゼロカーボンシティ宣言による国際社会の一員として、地域内の住民や事業者等と協働し、将来にわたり持続可能な脱炭素社会の構築に向けて、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指し、自然環境と共生するまちづくりを推進することが必要である。

役場本庁・総合支所に太陽光発電及び蓄電装置を設置、地区公民館に自治体新電力会社が太陽光発電を設置するなど、公共施設での再生エネルギー活用を進めている。今後、ゼロカーボン実現のため、民間企業による風力・小水力発電の誘致、更なる太陽光発電及び蓄電装置の普及拡大を進める必要がある。

### (2) その対策

更なる再生可能エネルギー産業の立地に向けた支援（用地取得・融資制度等）を進める一方、大隅半島の市町と連携強化を図り、「おおすみスマート半島構想」の実現に向けた環境・施設の整備を推進する。

また、現行の「再生可能エネルギービジョン」を包含した「肝付町脱炭素戦略ビジョン」を令和3年度に策定し、官民連携の体制を基本に進め、今後一層の再生可能エネルギーの導入促進と電力の地産地消、これによる新たな産業分野の振興、エネルギー学習等の推進を図り、エネルギーに関する住民との共通認識の形成と地域活性化、防災などの住民の安心・安全に繋げた取組みを推進する。

#### 再生可能エネルギー利用施設数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
再生可能エネルギー利用施設数	3	3	3	8	8	

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

該当事業なし。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成29年3月に肝付町公共施設等総合管理計画を策定し、「1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る」、「2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る」、「3 公共施設の効率的な管理運営を目指す」の公共施設の管理等に係る3つの方針を定めている。

これら方針等との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施し、また機能的かつ効果的な公共施設等の管理運営を行い本町の持続的発展に努める。

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

---

#### ア 自然環境の保全及び再生

本町は、総面積の約8割を占めている山林・原野や河川・海岸などの豊かな自然環境に恵まれており、この貴重な自然は住民にとって日常生活を送る上で最も身近なものであることから、生活環境をより良いものとするためにも、次世代に向け継承すべき財産であり、正しい知識のもとで保全していくことが重要である。

しかしながら、海岸への大量の漂着物やゴミのポイ捨て、不法投棄などによるゴミの散乱、雑草の繁茂など、自然環境にとってふさわしくない景観上の阻害要因が散見されることから、さらなる啓蒙活動が必要である。

#### イ 公共施設等のマネジメント

高度経済成長期以降の急激な人口増加に対応するため整備を進めてきた公共施設の老朽化や耐震化への対応が、近年課題となっている。また、インフラ系の公共施設についても老朽化に伴う更新等により相当の費用負担が予想される。

さらに、少子高齢化・核家族化などの社会情勢の大きな変化に伴って公共施設に対するニーズの変化への対応も重要な課題となっている。

これらを踏まえた上で、肝付町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、公共施設の集約化や複合化、長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減、平準化を行う必要がある。

### (2) その対策

---

#### ア 自然環境の保全及び再生

地域住民や各種団体が町の自然環境や土地の利用実態等を把握し、自然と共生・調和した地域づくりに関心を持つことが大切であり、環境保全に関する正しい知識の習得及び理解の促進を図るため、子どもたちへの自然体験学習だけでなく、住民全体で環境問題等について考える機会の創出や情報提供を行っていく取り組みが必要である。

#### イ 公共施設等のマネジメント

公共施設については、定期的な点検や劣化度診断等に基づき、適切な時期に修繕、改修等を実施することにより、予防保全型の維持管理を行い維持管理費用の平準化や縮減を目指す。

また、肝付町公共施設等個別施設計画に基づき、施設の利用状況や地域のバランスを考慮し、同じ機能を持った施設の集約化や複合化等を進め、廃止された施設や老朽化の著しい施設については、倒壊の恐れのある施設を優先し計画的に解体する。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考
12. その他地域の 持続的発展に 関し必要な事 項	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		肝付町公共施設等総合管理計画更新業務	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成29年3月に肝付町公共施設等総合管理計画を策定し、「1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る」、「2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る」、「3 公共施設の効率的な管理運営を目指す」の公共施設の管理等に係る3つの方針を定めている。

これら方針等との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施し、また機能的かつ効果的な公共施設等の管理運営を行い本町の持続的発展に努める。

添付資料

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	住宅取得促進助成事業 人口減少を抑制するとともに定住化を図り、活力あるまちづくりの推進と地域経済の活性化に資することを目的として、住宅を取得し定住する者に対して、助成金を交付する。	町	移住・定住の促進が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		地域おこし協力隊事業 地域外の人材を本町に招致して、その定着を図るとともに、若者等の定住及び地域の活性化等を促進することを目的とする。	町	地域活性化、関係人口の創出及び移住・定住の促進が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		地域プロジェクトマネージャー事業 町が取組む地域活性化に資する重要プロジェクト(移住定住促進プロジェクト)に関し、専門的な立場から関係者間を橋渡ししながらまとめあげ、現場責任者の立場でプロジェクトを推進する人材を招致し、当該プロジェクトを着実に成果に繋げていくことを目的とする。	町	移住・定住の促進が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
	地域間交流	銀河連邦交流事業 宇宙航空研究開発機構(JAXA)の研究施設がある全国の5市2町が連邦国家を組織し、共和国相互の理解と親善を深める事業。主な事業として、人的交流(フォーラム、子ども留学交流等)や物的交流(各国行事における連邦諸国物産品の相互販売等)を実施。	町	交流人口の創出や特産品PR等が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		銀河連邦建国記念 うちのうら銀河マラソン 宇宙航空研究開発機構(JAXA)の研究施設がある全国の5市2町が連邦国家、銀河連邦を組織し交流を図っている。この建国を記念しスポーツ交流イベントを毎年、11月の第4日曜日に開催している。物産販売も賑わうこの事業を更に充実させ、交流を更に図る。	町	交流人口の創出や特産品PR等が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		内之浦日韓交流推進事業 町内外の各団体及び個人との緊密な連携のもとに、韓国との交流を推進し、町内児童生徒及び地元住民の国際意識の向上並びに町の進行を図る。	協議会	交流人口の創出や特産品PR等が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
	人材育成	青少年海外派遣事業 町の未来を担う中学生を海外に派遣し、現地の方との交流を通して、語学力と国際感覚の向上を図るとともに、グローバル社会に貢献できる人材の育成を目的とする。	実行委員会	国際交流事業により人材育成が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		熱中小学校プロジェクト 様々な業種の講師陣による様々なトピックの講義を通じ、地域の人材育成・異業種間交流・地域間交流等の取組みを行う。	町	様々な講義の受講をきっかけに人材育成等が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
	2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業		
第1次産業		農地中間管理事業 機構集積協力金事業 要件を満たした場合に協力金を支払い、認定農業者等への農地集積の促進を図る。	農業者等	認定農業者等への農地集積が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		農地中間管理事業業務委託 鹿児島県地域振興公社より農地集積に係る手続き事務等を市町村が受託・実施することで、農業者に対するきめ細かな支援を行う。	町	認定農業者等への農地集積が図られ、その効果は将来に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	商工業・6次 産業化	優良肉用繁殖雌牛更新促進事業 町内の高齢牛を優良繁殖雌牛への更新による子牛の商品性の向上を図り農家所得の向上を目指す。	町	高齢牛の淘汰更新及び子牛の商品性向上による農家所得向上が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		肉用牛地域内一貫経営促進事業 町内産肉用牛の産地育成を目的として、町内産子牛を導入した肥育農家の経費の一部を助成し、肥育結果を生産農家へ返すことで町内母牛の能力判明の一助とする。	町	町内産肉用牛のブランド化による農家所得向上が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		優良種豚導入事業 町内へ優良種豚を導入することで血縁係数の希薄化及び家畜改良をすすめ肉豚の商品性向上を図り農家所得の向上を図る。	町	肉豚の商品性向上による農家所得の向上が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		特産品開発事業 地域ブランドの育成や特産品の開発など、地域資源を活かした名物づくりや6次産業化の推進により、新たな商品開発や雇用の創出に取り組む。	町	地域資源の有効活用による経済の振興が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		マーケティング事業 地域資源をはじめ、特産品開発事業や6次産業化等により生み出される新たな商品を広く内外に発信するとともに、異業種や異分野との交流機会の創出により人々との繋がりを新たな販路の開拓等を目指す。	町	優れた商品の魅力発信等により販路拡大が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
	観光	地産地消推進事業 地域の農産物を学校給食に供給する取り組みをはじめ、地域での消費拡大に繋げる活動を展開すると同時に地元産品への関心や愛着を育み、食育や農林漁業体験等観光分野との連携も推進する。	町	海や陸の恵みの大切さを認識することで持続可能な地域の構築に寄与するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		商工業振興事業 町と商工会をはじめ事業者と連携した効果的な取り組みにより中小企業の経営安定や経営革新を支援し、超高齢化社会の進行を見据えた商工業のあり方をはじめ、事業や工芸の保存・継承支援に繋げる。	町	事業の継続・継承や起業により持続可能な地域の構築に寄与するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		高山やぶさめ祭り 約900年の歴史を誇る「流鏝馬」に併せて行われる町の一大イベントであり町内外から約25,000人が訪れる。柔道・剣道・ソフトボール等各スポーツ大会なども行われ、町はお祭りムード一色となる。	実行委員会	伝統の継承や町のPR及び関係人口の創出や特産品PR等が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
	その他	内之浦口ケツ祭り 本町内之浦地区で毎年8月上旬に開催される祭り。この祭り開催により町民及び各種団体が一体となり、お互いの連携を深め、地域の活性化を図る事業。	実行委員会	伝統の継承や町のPR及び関係人口の創出や特産品PR等が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		鳥獣被害防止対策実践事業 緊急捕獲活動支援事業 猟友会等の活動支援を行い、鳥獣による農作物等への被害防止対策を行う。	協議会	被害防止により安定した農業経営が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
3. 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	地域データ連携事業 地域における行政や産業、医療と福祉、教育や子育てなど、様々な分野のデータを連携し新たな社会基盤の構築に向けた取り組みを行う。	町	新たな社会基盤の構築が図られ、効果は将来に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		デジタル人材育成・支援事業 地域社会のデジタル化に向け、暮らしの中でデジタルを活用する人材を育成する。	町	デジタルを活用した生活の促進が図られ、効果は将来に及ぶものである。
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域公共交通維持対策事業(運行費用) 路線バスが廃止等による公共交通空白地帯を解消するための、通院や買い物等を目的とした事前予約型タクシー運行等に対して支援を行うものである。	町	交通手段の確保が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	集落水道施設維持管理補助事業 振興会又はこれに準ずる団体等で、高齢化に伴う維持管理の軽減を図るための集落水道施設の修繕、改修の工事に対し補助を行う。	町	水道施設の適切な維持管理が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
5. 生活環境の整備	危険施設撤去	住宅リフォーム支援助成事業 町民が町内業者を利用して行う町内に存する住宅のリフォーム工事に対し助成を行う。	町	住環境の整備や町内業者の利用が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		危険廃屋解体撤去助成事業 町内に存在する危険廃屋から日常生活における町民の安心安全を確保するため、当該危険廃屋を、町内業者を利用し解体撤去するものに対し助成を行う。	町	景観や安全な生活環境の保持が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
	防災・防犯	木造住宅耐震化促進事業 木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、肝付町内の木造住宅の耐震診断並びに耐震改修工事を行うものに対し補助を行う。	町	住宅の長寿命化等が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	乳児家庭全戸訪問事業 乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児や保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談・助言等を行う。	町	子育てに対する不安や悩み解消が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		地域子育て支援センター事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談・情報提供・助言等を行う。	町	子育て世帯のコミュニケーションが図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		子育て支援情報提供事業 すべての子育て世帯に向けた情報発信手段として、携帯電話で閲覧することができる子育て情報サイトを開設し、子育てに関する情報の提供を行う。	町	容易な情報収集を可能とする体制が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		幼児教育・保育料無償化事業 幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児までの子ども及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの子どもの保育料の無償化を行う。	町	子育てしやすい環境が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
	高齢者・障害者福祉	配食見守サービス業務委託 おおむね65歳以上の高齢者の栄養改善、単身世帯、高齢者のみの世帯等の見守りを目的とした配食事業を行う。	町	在宅福祉の向上が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		高齢者等くらし安心ネットワーク事業 一人暮らしや要介護者等に対し、声かけや安否確認などを行う在宅福祉アドバイザーを配置し、地域での見守りネットワークを構築する。	町	保健・福祉の向上及び安心が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		在宅介護者福祉手当 在宅の寝たきり等の老人や重度心身障害者等を6カ月以上継続して常時介護している家族に対して、慰労の意味で年6万円の手当を支給する。	町	介護に要する経済的負担軽減が図られ、その効果は将来に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	その他	家族介護用品支給事業 市町村民税非課税世帯に属する要介護4又は5に相当する在宅の高齢者を介護している家族に対して、2か月に1万円分の紙おむつ等の介護用品を支給する。	町	介護に要する経済的負担軽減が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		敬老祝金支給事業 町内の75歳以上の高齢者に長寿祝金として、年齢により3千円から5万円を支給する。	町	高齢者の健康増進が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		障害者地域生活支援事業 障害のある人が、地域で生活していくために相談支援、移動支援、日中一時支援、日常生活用具給付などの事業を実施する。	町	障害者の福祉の向上及び安心が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		老人クラブ育成事業 老人クラブ及び町老人クラブ連合会の活動を推進するため、補助金を交付している。また、親睦推進活動に使用するバスの手配を行う。	町	高齢者等の保健・福祉の向上及び増進が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		地域ネットワーク構築事業 高齢者の豊かな知識と経験を活かし、生きがいと社会参加を促進するために、地域における様々な社会資源を活用し地域包括ケアネットワークを構築する。	社協	高齢者の生きがいづくりと社会参加が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		子ども医療費助成事業 医療費の負担軽減により、子どもの疾病の早期発見・早期治療を促進し、健康保持を図るため、保険診療による医療費の全額助成を行う。	町	子育てしやすい環境が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		婚活応援事業 結婚を希望する人に対して出会いの場を提供するため、町単独婚活イベントと大隅五町と連携した広域的なイベントを実施する。	町協議会	人口増加や定住促進及び少子化対策が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
7. 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	特定健康診査事業 持続可能な国民健康保険制度の構築に向けて、40歳以上加入者の生活習慣病の重症化予防の為に、被保険者自ら積極的に特定健診を受診し健康づくりに取り組む。	町	健康格差の縮小が図られ、その効果は健康寿命の延伸に繋がるものである。
		健康指導事業 持続可能な医療保険制度を構築するため、適正医療、適正受診への取組みにより予防可能な疾病の重症化を予防する。	町	健康格差の縮小が図られ、その効果は健康寿命の延伸に繋がるものである。
8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	山村留学制度 町外から転学を希望する児童生徒を受け入れることにより、町の豊かな自然の中で様々な体験活動を通して、心身共に健康な児童生徒の育成を図ることを目的とする。	協議会	児童生徒の受け入れにより地域の活性化及び学校教育の充実が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
	生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業 生涯にわたり、すべての町民に自由に学習できる機会を提供し、主体的な学びを通して豊かな人生をおくるための活動の支援を行う。	町	新たな知識の習得や生涯学習の促進が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
	その他	公共図書館蔵書確保対策事業 町民の読書活動に対応できるよう蔵書の充実を図り、身近な情報提供場所として活用する。	町	新たな知識の習得や生涯学習の促進が図られ、その効果は将来に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9. 集落の整備	集落整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業		
		地域コミュニティ協議会等運営助成金事業 町民が地域コミュニティ協議会等のもとに行う様々な地域活動を活発なものにし、将来、地域独自の力で持続的に地域活動が行われるためのきっかけとなることを目的に運営助成を行う。	地域協議会	円滑な協議会運営の促進が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項		(1) 過疎地域持続的発展特別事業		
		肝付町公共施設等総合管理計画更新業務 平成 28 年度に策定した当初計画において、個別施設計画に基づく対策効果を反映し、計画の更新を行う。	町	本計画の更新は適正管理等に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。